

ディケンズと国際著作権——公正と真実を求めて

But true of heart and resolute in *his* good purpose—*Dombey and Son*
(chap. 24)

青 木 健

(I)

一八四三年一月十六日付の『タイムズ』紙にディケンズの次のような投書が掲載された。ディケンズと国際著作権との関わりを見る上で重要な文献の一つなので、逐語訳を加えながら、まずその意味を検討してみたい。

『タイムズ』編集者殿

拝啓

土曜日の貴紙は、最近『エディンバラ・レビュー』に掲載された、小生の『アメリカ紀行』に関する書評に言及されましたが、それは、イギリスとアメリカの出版界に関する書評子の記述にコメントする目的だと思われます。小生はそれに対しては、偽りのものがあたかも真実としてまかり通るといふ、途方もない一例であるといふ以外何の関心もありません。

小生は、同じ人物——それが誰であれ——が犯したもう一つの誤り——小生の個人的な問題だが——に対して、公に反論できる範囲できちんとしたいと思ひます。そういう訳で、貴紙においてこれを実行させていただければ有り難いと存じます。

かの書評子は、もし小生が誤っていなければ、小生の「アメリカ訪問の目的は国際著作権のためである」と述べていますが、それはまったくのでたらめです。彼は誤った情報にもとづき、最も短い最も強力な言葉によって小生がある意味を伝えようとした情報を質し、勝手に解釈しているのです。誓って言ひますが、彼の主張

は真実を少しも伝えていませんし、真実を曲げてさえいます。

たまたまアメリカを訪問した際、小生が（かつて文学関係の旅行者がしたように）国際著作権に関係する法律——あるいは法の欠如——に言及したのは……当時アメリカの一般大衆のことを知らずに、この問題に関心を払っている一個人の言葉でも、真実に対しては耳を傾けるであろう、そして正しい社会通念をそのうち認識するであろうと信じたからです。実際には、自己の利益と儲けのみを考える [アメリカ人の] 浅はかさを知るという結果になりましたけれども。

敬具

チャールズ・ディケンズ¹⁾

『タイムズ』紙の編集者宛のこの書簡は、文芸季刊誌『エディンバラ・レビュー』（一八四三年一月）に掲載された『アメリカ紀行』の書評の中で、J. スペディングが不用意に「彼 [ディケンズ] は国際著作権のために、いわば使節として [アメリカを] 訪問した」と断じたことに対するディケンズの反論である。スペディングは、それがアメリカ訪問の主たる目的だったため、ディケンズはアメリカを広く深く理解するための材料を十分収集する余裕がなかった、したがって、『アメリカ紀行』は読者を納得させるものではないとした²⁾。

否定的な評価の主な原因の一つとしてあげられた国際著作権問題は、ディケンズにとって癒し切れない古傷のようなもの、いわば、それはディケンズにとってのトラウマであったろうと思われる。それは、アメリカとアメリカ国民に対するディケンズの見方を根本から変えてしまい、そこからの脱却は一八六七年の再訪まで果たされなかった。彼にとってそれほど重要な問題をこどもなげに言い放ったスペディングに対する不快の念は、ディケンズにしては比較的穏やかな言い方だが、その根は深いものであったことは容易に推察できる。

いずれにせよ、ディケンズはこのように、一八四二年に敢行したアメリカ訪問の目的は、国際著作権をアメリカに認めさせることではなかったと主張する。確かに、『アメリカ紀行』にその詳細が語られているように、ディケンズは、アメリカの至るところで、刑務所、感化院、矯正院、精神病院、少年保護院など、さまざまな施設を訪問しており、比重

からすれば、国際著作権問題は、アメリカ旅行全体からみればある意味で些細なことと見なしうるかもしれない³⁾。しかし、この問題は、ディケンズのアメリカ印象を特殊なものにした原因の一つという意味の他に、彼自身の作家活動における位置と姿勢、とりわけ作家の地位を歴史的に見た場合の彼の姿勢、さらにはイギリスとアメリカにおける国際的な法的取決めという大きな問題に発展する可能性を含むものであり、事実アメリカの議会でも繰り返し論議された問題であった。結果的に、アメリカでは、一八九一年まで法令化されなかったことは、それだけアメリカの出版界において重要な事柄だったことを意味するであろう。さらに、ヴィクトリア朝における著作権問題という歴史的視野から見た場合、国際著作権は既にながしろにできないテーマとなっていた。ヨーロッパの国々との比較の上でも、若いアメリカがなぜそのような態度をとったのか、ディケンズが撒いた種の広がりを検証するのは意味のある作業と思われる。

ディケンズが一八四二年の第一回アメリカ訪問の初期に、三度にわたり国際著作権法の締結促進の演説をしていること、また演説だけにとどまらず、イギリスおよびアメリカの友人に対して数多くの書簡を送り、彼等の決起を呼び掛けるなど、その積極的な行動は目を見張らせるものがある。ディケンズが当時なぜこれほどまでに国際著作権問題に執着したのかは、この前後にしたための数多くの書簡に詳しい。当時ボストン市長を務め、ディケンズを親切に世話をしたジョナサン・チャップマン宛ての二月二十二日付の次の書簡は、彼のその時の心情を典型的に物語っている。

小生は、国際著作権問題に関してここ（アメリカ）で受けた扱いによって、生涯においてこれほどショックを受けたことも、嫌な思いをしたことも、あるいはこれほど心を痛めたこともありません。現法のために小生ほど損害を被っている者はいません……作家が正当な扱いを受けることができる日の来ることを心から望んでいます……誓って言いますが、この卑劣で狭量な扱いによって小生の心に生じた軽蔑と怒りのために、生まれてこの方経験したことのない激しい痛みを感じています。しかし、それは一方で、このテーマについて小生に鉄の心を持つというよい効果をもたらしました。今後小

生はここアメリカにおいても故国イギリスにあっても、言葉を発させる限り、ペンを持てる限り、鉄の心を失わないことにしようと決心しました⁴⁾。

著作権を無視して、イギリス人作家の作品のリプリント版を大量に出版するアメリカ出版界の慣行は、すべて国際著作権法が確立していない状況にその原因があった。とりわけディケンズの作品は好まれ、イギリスで出版されると間をおかずにアメリカでもリプリントされて出版されていた。その状況については後述するが、このような事態を憂いたのは、必ずしもイギリスの作家だけではなかった。アメリカの作家たちも何らかの打開策を念じていたが、ディケンズのように個人的に声高にリードしようとした作家はいなかった。しかもディケンズは自己の歓迎会の場で衆人注視の中で、それを三度実行に移したのである。何が彼をそれ程までに駆り立てたのかを探るのが本論のポイントの一つであるが、まずそのプロセスをしばらく見て行こう。

彼の三度のスピーチが引き起こした波紋は小さなものではなく、当時のアメリカの報道機関の多くがディケンズ攻撃に走った。ディケンズが歓迎会のスピーチの中で国際著作権の問題を持ち出した時、その唐突さとともに、その妥当性はどうかであったか、さらに三度のスピーチ以後アメリカ訪問中公には沈黙したのはなぜか。一方、アメリカ側の批判的な見解の妥当性と矛盾等々はどのようなものだったか。これらを考察するにあたり、この時ディケンズがとった姿勢をどのようにとらえることができるかを、彼が行ったスピーチを始め、さまざまな書簡、またアメリカ側の反論の根拠などを通して具体的に検討してみたい。最初に、アメリカでの三度のスピーチ（ボストン、ハートフォード、ニューヨークの三箇所）の中で、ディケンズはどのような表現を用いて国際著作権法締結の必要性を訴えたのかを見てみよう。最初のスピーチは、一八四二年二月一日にボストンのパパンティーズ・ホールにおいて行われた。一部始終が二月十二日付の週刊誌『ニュー・ワールド』に掲載されている⁵⁾。二百人におよぶ参会者を前に、主催者側代表J. クウィンシーの歓迎の挨拶の後、ディケンズが答礼の挨拶に起つ。国際著作権について言及したのは、歓迎に対して型通りの感謝の言葉を述べた後のほぼ最後の部分である。彼は聴衆に次のように呼びかけている。

……しかし、挨拶を終える前に特に強調したいことがあります。それは、我々すべての者が深い関心を払っていた、あるいは払うべきであった事柄です。なぜなら、いかなる国もその国民を文化的に洗練されたものにするための手段や、また国の誇りと名誉の基盤の一つの源を文芸に求めるからです。貴国アメリカは偉大な作家——日常語のようにわれわれの口に上る偉大な作家——をお持ちです。彼らは自分たちを生んだ素晴らしい国からインスピレーションを受け、そこから生じた優れた知識や洗練された愛を文明化された国に広めるのです。それらの方々に前に、今私はこう言わせていただきます。この方々が、自分たちの努力によってイギリスで生じた実質的な利益をアメリカにおいて当然得る時が、そしてイギリスにいるわれわれが、自身の労力によってアメリカで生じた実質的な利益を当然得る時が、そう遠くないということを。誤解しないで下さい。日々の生活の糧を得る手段を私が確保しようとするのは、私個人が蓄財をしようというよりも、心から仲間たちを思う気持ちからなのです。私には、二つの事柄が矛盾しているとは思えません……この点に関して国際的な取決めがなくてはなりません。イギリスは既に自分の役割を果たしています。アメリカもそうする時期にきていると確信します。そうすることは、偉大な国の証しとなりましょう。第一に、それは正義の問題です。第二に、もしそうしなければ、貴国は独自の文学を決して持てないでしょう……⁶⁾。

このスピーチの中で彼は「国際著作権」(International Copyright)の言葉を直接用いず、「国際的な取決め」(International Arrangement)という語を使って間接的に「国際著作権」を仄めかしている。直接的な言葉を使うにはまだ躊躇があったのであろうか。しかし、一方で、彼は国際著作権取決めの必要性和重要性を、国家及び国民に及ぼす文学の効用と影響とから説き、その高邁な理想と、彼がさらに言及する作家の利益との間の落差について、「二つの事柄が矛盾しているとは思いません」と主張する。最後に「正義」(justice)という倫理に訴えるとともに、アメリカ独自の文学の成長を危惧する言葉で、「国際著作権」に関する言及を締め括る。このディケンズの「国際著作権」取決め促進論のスピーチは、文学の使命という理想論と併行して、「作家の利益」の擁護という具体

的な主張とが交差しており、聴衆の反応も複雑なものであったろうと推測できる。ディケンズ自身はイギリス・アメリカ両国の作家の相互利益に言及して、公平を期したつもりであろうが、致命的なことは、ディケンズ自身が当事者であったということである。結果として、彼のスピーチを作家の金銭的エゴととらえた者が聴衆の中にいたとしても不思議はない。

しかし、この演説は、直ちにアメリカの新聞・週刊誌によるディケンズ攻撃に結びついたわけではなかった。ディケンズの真意をつかみ切れなかったからか、あるいは彼が「国際著作権 (International Copyright)」という言葉を使わなかったからなのか、あるいは理由は他にあるのかは不明である。いずれにせよ、主要な報道機関がディケンズ非難を開始するのは、一八四二年二月七日に行われたハートフォードのシティ・ホテルで彼が二度目のスピーチを行った直後からである。

次にディケンズが、そのスピーチの中で国際著作権の問題に触れた箇所を検証してみよう。今回はスピーチの中頃で言及されている。

……会場の皆様、私は皆さんのお蔭で生じた信頼感によって、何事も秘密にしませんし、また私はアメリカ滞在中、私と海を隔てた両国のあらゆる人々——お互いの間に何らの相違もないのですから——が関心を払っているトピックに言及する機会を決して逃さないことを自らに約束しましたので、今ここで二つの言葉——International Copyright (国際著作権) ——をこっそり皆様の耳に入れたいと存じます。私は、この言葉を浅ましい気持ちから使っているではありません。私を理解してくれる方なら、そのことはよくご存じです……過日の晩餐会において、心にしみるように述べられた方の言葉によれば、もし、話題となっている問題に関する法律が存在していたなら、[ウォルター・]スコットは、心にのしかかった途方もない重圧に苦しまずに、夏には散策時に、冬には夕べの暖炉で、あなた方の回りに集う者たちに想像力溢れた新たな創造物を元気に提供したことでありましょう……⁷⁾。

もし国際著作権法が取り決められていたなら、借金で苦しんだウォルター・スコットを救済していたことだろう、と述べてディケンズはその

重要性を強調する。「国際著作権」に対する関心が、英米両国にあると言及したのは、イギリスの作家のみならず、アメリカの作家たちもこの権利の法的制定に賛成であることをディケンズが察知していたからと思われる。事実、後述するように、一部のアメリカの作家も法律制定の請願書を議会に提出する。しかし、新聞・週刊誌の編集者たちは、今回のディケンズの演説に対して黙っていなかった。最初に論評を出した『ハートフォード・デイリー・タイムズ』紙の論調は少々固いが、比較的穏やかなものだった。「ディケンズ氏は、再び国際著作権に言及した。ボストンでも、イギリスは既に役割を果たした、今やアメリカが果たす番だと言って、同じトピックに言及していた。この件に関して忠告は無用である。ディケンズ氏は、今後この問題から手を引いた方が得策だろう。今この時期にこの件を扱うのは愉快なことではない」⁸⁾。

この比較的穏やかなコメントに対して、二月十二日付の『ニュー・ワールド』誌はもっと強い調子で反論を試みている。

……時間、場所、時期を考慮に入れると、彼の見解は最も趣味の悪いものと思われる……ディケンズ氏は、自分が擁護する法律が存在しないからこそアメリカでこれほどの人気を博していることにまだ気づいていないのであろうか。彼がその賛辞は黄金より価値あると言った階級の読者——内陸の丸太小屋の住民 [ディケンズがボストンの演説で使った言葉] ——は、国際著作権法がもし存在していたら、彼の名さえ知らなかったであろう⁹⁾。

国際著作権法の欠落こそ、ディケンズがアメリカでこれほど著名となった理由だとする『ニュー・ワールド』誌は、さらに実際の発行部数によってそれを裏付けようとする。「[ディケンズの作品の内] 四千部もの数が本来の分冊の形そのまま販売されているし、さらに、二万部が毎週『ニュー・ワールド』誌から国中に流布している」¹⁰⁾。したがって、国際著作権法のような法律ができれば、今後読者から彼の作品を読むという喜びを奪うことになるし、さらに、「ディケンズの知名度が高い秘密」は、すべて国際著作権という障害物がないためであると主張している。ここには、ディケンズの作家としての力量については言及もなく、ある意味で、ディケンズのプライドを傷付けたかもしれない。一方、こ

れが国際法上の問題であること、あるいは道義上の問題であることに關してなどには一切口をぬぐっている。

『ニュー・ワールド』誌は、次の号でさらにディケンズ弾劾の姿勢を強めるが、その前に、国際著作権問題に言及した彼のもう一つのスピーチを検討してみよう。それは、二月十八日ニューヨークのシティ・ホテルで開催された歓迎会で行われたものである。しかし、今回は前二度のものとは違った、複雑な事情が絡まっていた。このへんのあらましをディケンズ自身二月二十四日付のフォースター宛の手紙の中で次のように述べている。

……小生が二度目のスピーチ [ハートフォードでのスピーチ] をするや否や、(小生にこの町で同じことをさせまいとして) イギリス人には考えられないような弾劾の声があがり始めたのです。匿名の手紙、口頭での説得、[殺人者の] コルトでさえ小生に比べれば天使だと宣う新聞、小生をジェントルマンどころか、単なる守銭奴だと罵ったり、合衆国訪問の目的を曲解するものなど、すべてが小生を弾劾するものばかりです。歓迎会委員の人たち (いいですか、アメリカでも第一級の人たちですよ) は、ひどく狼狽して、「皆小生と同意見だけれども」、この件 [国際著作権] には触れないようにと懇願するのは。小生は断りましたし、小生を引き止めるものなど何一つない……面目を潰すのはそちらであって、小生は少しも痛痒を感じない、帰国してからも主張を止めないし、ここでも沈黙しないと、言ってやりました。だから、スピーチの時間がきた時、小生は当然のように、表情、態度、言葉に威厳をこめて権利を主張しました¹¹⁾。

ハートフォードでのスピーチ以来、ディケンズの国際著作権法要求への風当たりは一段と強まったため、ワシントン・アーヴィングを会長とする歓迎委員会は、彼にこの件に言及しないように要請した。これに対してディケンズは、フォースター宛の手紙に見るように断固としてそれを拒否して、スピーチの中で言及する。次に彼がどのような表現を用いて、国際著作権に言及したかを検討してみよう。答礼の言葉が終えて、三分の一ほどの所でディケンズは次のように参会者に語りかける。

会場の皆様……私は今夕、正直に、腹藏なく、皆様を信じて申し上げますと存じます。もしそうでなければ、どうして参りましょう……ここで私は権利……理性、真実、正義における権利を主張し、既に二度行ったように、両国の普遍的な文芸上の権益の問題について皆様に訴えたいのです。皆様、私はこの正当な要求をしたいのです。これまでも私は、それを口にし、聞いていただく権利を持つ者として要求して参りました。そして丁重に、腹藏なく、ユーモアの精神をもって、あらゆる面で私と異なる方々に要求しました¹²⁾。

国際著作権についてディケンズはここでは、「両国の普遍的な文芸上の権益」という表現を使っているが、内容的には変わりはない。しかし、ニューヨークでの歓迎会では、過去二回と違った状況が出来た。ディケンズのスピーチの後で、ワシントン・アーヴィングが起って、「国際著作権に乾杯！」と乾杯の音頭をとっただけでなく、コーネリウス・マシューズ¹³⁾が国際著作権支持のスピーチをしたという事実である。ただし、ディケンズはこの件に関してフォースター宛の手紙の中でなぜか直接言及していない。ただ、この時点で、ディケンズは自分の主張に対して、新聞・週刊誌を始めとする報道機関の中には、賛成の論陣を張っているものもあることを認識していたと思われる。フォースター宛の同じ手紙の中で彼はこう言っている。「著作権に関するこの姦しい議論の結果、両陣営に大きなセンセーションが巻き起こり、新聞・評論誌の中には、強く小生を擁護するもの、逆に批判するものとあります。ある質の悪いものは、小生が有名になれたのは、小生の作品が新聞に掲載されたお蔭だと主張し、あたかも世界にはアメリカしかなく、イングランドやスコットランドあるいはドイツといった国がないかのような口振りです」¹⁴⁾。後半の部分は、既に触れた『ニュー・ワールド』誌の批判への反論そのものである。

では、ディケンズ擁護論はどのようなものであったのだろうか。まず、この歓迎会で行われ、W. G. ウィルキンズの『アメリカのディケンズ』¹⁵⁾にその全容が掲載されているマシューズのスピーチからその一端を検討してみよう。

マシューズは、現今のアメリカにおける文学界の低調の原因を、海外の書籍の無法に近い流入状態に求めている。日刊紙・週刊誌による廉価

なそれらのリプリント版が山のように出版され、今やアメリカの作家の出番をすっかり塞いでしまっている。「一体本国の作家はどんな希望もてるといえるのか」¹⁶⁾と問うた後、イギリスの同胞に加えられた不当な行為が、今やアメリカの作家にも及んでおり、「[そのため] 彼等の希望を挫き、本来の名声を損なっている」¹⁷⁾。さらに、良書と悪書とが無差別にリプリントされるため、読者の趣味が影響を受け、ついにはディケンズとエインズワースの区別さえできない状態に陥っていると嘆く。そして、「イギリスの作家、ディケンズ氏がアメリカ国民に対して国際著作権の問題を提示したことに驚いている向きがある」が、マッシュューズはむしろ彼に同情している、なぜなら、「ディケンズ氏のデスクにあった原稿を、まだインクが乾き切らない内に手を伸ばして奪い、それを正当な手段で得たかのように平然と新大陸で広めるのを見た」時のディケンズの気持ちを容易に押し量ることができるからだとする。このように、マッシュューズはアメリカの一部の出版者の国際著作権無視の行為を厳しく非難する。そして、「国際著作権こそ、偉大な両国民の間に設けられたターンパイク [有料道路]」¹⁸⁾だと言って、スピーチを締め括る。

マッシュューズのこのスピーチは、ディケンズがボストンで行ったスピーチの最後に強調した点でもある。この問題は、直接被害を受けているイギリスの作家だけのものではなく、まだ発展途上国のアメリカの作家にとっても座視すべきものではないというのが、共通認識であった。このようなディケンズ擁護論は、新聞・週刊誌にも掲載されており、中でも『ニューヨーク・トリビューン』誌の編集を担当していたホラス・グリーンリーのそれは引用に値する。二月十四日付けの社説で彼は、「彼[ディケンズ]は、この問題についてははっきり言ってしかるべきである。被害に遭った本人が言わずして誰が盗みに抗議できようか」¹⁹⁾と問うことによって、ディケンズの要求の正当性を支持する。そして一方で、「[ディケンズの] 作品を享受しながら、アメリカにおける膨大な利益と名声をその著者に一ドルも還元しないこと、これが果たして正当なことだと言えるか」²⁰⁾とアメリカ側の国際著作権法導入反対を批判する。グリーンリーは、ここでは専らディケンズ個人への不当な扱いに対する批判という点から国際著作権の必要性を論じているが、その一週間後の二月二十一日付け社説では、別な観点からこの法律擁護論をおべている。今回は作家の権利擁護という立場から国際著作権法の必要性を主張

する。注目すべき点は、「作家の権利を拒否することは彼らに非礼であるとか、不当な扱いというだけでなく、明らかに目に余る盗みそのものである」²¹⁾と言いつつ作家の権利を認めるよう要求したことである。そして、国会への請願という具体的行動によってその意志を示そうと呼び掛けている。

このようにディケンズのニューヨークでの国際著作権法促進のスピーチは、さらに大きな波紋を投げ掛け、両国の作家を巻き込んだ一大センセーションを起こすことになるが、それに言及する前に、反対論の内容をもう少し詳しく検討してみよう。

ディケンズの主張が尖鋭になるにつれ、反論もまた一層激しくなっていくが、一八四二年二月十九日付けの『ニュー・ワールド』誌に掲載された、国際著作権に関するディケンズの主張への反論記事は、その後の論争の行方とこの問題の広がりを示していると思われるので、少し具体的に内容に踏み込んで見たい。記事のタイトルは「国際著作権問題」(The International Copyright)と単刀直入である。冒頭で、ディケンズのアメリカ訪問の目的が、「国際著作権法の国会における議決の促進」²²⁾にあると断定しているが、この見方は、本論冒頭で言及した『エディンバラ・レビュー』でのスペディングの記述と軌を一にしている。そして、このような「国際著作権法は決して議決されないだろう……過去の経過が物語っている。過去幾度となくアメリカの作家たちから上院へ請願がなされた。彼らの請願が拒絶されたのに、一介のイギリス人作家を擁護するために法令が議決されるはずがない。クレイ議員が三会期程前に国際版權法案を提出し、支持した。両院での彼の影響は大きいものだが、それでも議決に至らなかったし、今後もそれはないだろう」²³⁾。そう述べた後で、その理由を具体化して行く。

この法律自体世人に訴えないものである。極めてデモクラシーに欠けている。我がアメリカの制度の精神に全くそぐわないものである。我々は、ジェレミー・ベンタムの原理を採用した。したがって、政治的偏見や個人的な偏向に議員が惑わされない限り、我が国の法令は『最大多数の最大幸福』を追求するものである。たとえどんなに決意の固い者であっても、この法令が多くて我が同胞の幸福に寄与するとは言えないだろう。確かに一部のものたちに有利に働

くかもしれない。(もし議決したなら) その結果、イギリスの出版物のアメリカにおける高騰を招くのは必定であろう。そして面倒な間接的な税金をアメリカの読者に課すことになる。そのような税金は、輸入業者を通じて輸入製品に消費者が支払う税金のように国の歳入とはならず、一部のイギリス人の懐を暖めるにすぎない。正義と寛容の心からこのような税金を払うべきだという意見があるが、はたして喜んで払えるだろうか。我々はこの問いかけを特に読者諸氏にしたい。皆さんは、外国の知的供給物に重い税金を喜んで払うだろうか。[国際著作権法を認めたなら] そうせざるを得ないことは火を見るよりも明らかであろう²⁴⁾。

評者は、アメリカの法令が「最大多数の最大幸福」のためにあるのに対して、国際著作権はアメリカの国益に反するものであり、税金を強要するのと同じであると断じながら、読者の支持を求める作戦に出ている。次にそのような税金が課せられた場合の出版社の対応へと議論を進める。

新刊書に対して一方的な権利——いわゆる独占権——を持つ出版社は、多売によって価格を引き下げることができるだろうという意見がある。しかし、直接出版者と話してみるといい……彼らは笑いながら応えるだろう。「高い著作権料を払わねばならないイギリス本をわれわれが多売するとお考えですか。著作権代を価格に上乘せしますよ。(たとえば、) 一ドルで販売している小説は、著者の名声の度合いで二から三ドルの値をつけますよ」。さらに、「初版で儲けがでたら、二版、三版ではもっと安くできるのではないか」という問いに対して、彼らは、否定的に応えるだろう……読者は、法外な価格でないかぎり、印刷されたばかりの書物を手にしたがっているのだ。もし価格が一定で、販売部数が少数なら、読者は、イギリスで見られるように、貸本屋へと赴くだろう。こういう制度が発達すれば、法案の通過を喜ぶ者も出てこよう。そういった場合、酷い目にあうのは出版者ではなく……紙製造者、印刷屋、装丁業者、機械工、その他本づくりに関わるあらゆる職業に従事している人々である……この議案の通過によってもたらされるダメージは、一般国民

全体に及ぶのだ²⁵⁾。

ここでも、国際著作権法が施行された場合の予想される経済的な結果を、出版社および関係業種にみるとともに、国民全体への影響関係にも言及して、自分たちの正当性を主張する。この問題を経済的視点の枠から一步も出さないよう細心の注意が払われており、ディケンズが主張する道義的・倫理的問題には触れようとしない。一方で、自分たちの主張は、「ジャーナリストの義務であり、あくまで国民の側に立っているものであって、決して個人的な利益が動機ではない」と言って自己正当化を図っている。

次にこの問題の核心とも言うべき「著作権侵害」に言及している。まず、イギリスにおける著作権法制定の歴史をアン女王令にさかのぼって説明する。アン女王令により作家の権利が一四年間続き、作家がその時点で生存している場合、さらに一四年延長されたこと、そして一八一四年にはそれが二十八年に延長されるとともに、作家生存中保証されることになったこと、また一八三八年に、サー・トマス・ヌーン・タルフェッドが下院に著作権延長を意図した法案を提出した（著作権は家族にも与えられ、作家本人が死後も六十年に及ぶというもの）が、T. B. マコーレーらの反対で潰れたことなどに言及。とくに最後の法案に関してこう問いかける。「作家の子孫からあらゆる利益を奪い取るイギリスの著作権侵害の方が、アメリカ人が作家の生存中にその作品を利用することより強く非難さるべきではないのか。アメリカ人が現役のイギリス人作家の作品を専有する権利と、イギリス人が故人の作家の作品を専有する権利とは同じであろう。（ディケンズ氏のように、アメリカにやって来て、国民を熱狂させるのでなければ）イギリスの作家は（アメリカ人にとって）故人同様である」²⁶⁾という不思議な論法を展開する。

これをみると、イギリスの著作権法についての理解はある程度認められるが、もしそのように著作権侵害は「もっと強く非難さるべき」だというなら、「アメリカ人が現役のイギリス人作家の作品を専有する〔著作権を無視する〕」ことがなぜ許されるのか。その理由として、イギリスの作家はアメリカ人にとって未知の存在であり、「故人同様である」から著作権は失効しているのと同じだと主張する。もしそうなら、ディケンズをイギリスの著名作家として招待したことと矛盾するだけな

く、現役の作家であるディケンズの作品に対する著作権侵害をどのように正当化できるのであろうか。それに対して、次のように呼び掛けるだけで十分だとしている。「いかなる道徳的法律によってアメリカ国民がイギリスの作家の懐を暖めなければならないというのか。我々が、この点について寛大になる必要があるほどイギリスは我々に寛容であったと言うのか」²⁷⁾と。この反論には、古くは一七七三年のボストン茶会事件にまでさかのぼることができる、イギリスへの歴史的な反目の姿勢が垣間見られる。しかし、今問題となっているのは、イギリスとアメリカ二国間に限定されたものではなく、国際的な問題であること、またそれが道義的な問題であることについては意識的に避けている。とりわけ、ディケンズが「正義の問題」だとしたことに対して正面から答えていない。

彼等の姿勢の不確定さは、彼等自身かつて国際著作権法制定に賛成したことがあったという事実に見出させる。一度アメリカの作家たちの請願に賛成したのは、作家の立場で署名したのであり、今回は国民の立場でこの法案の議決に反対したいという。この最後の言及については少々説明が必要である。国際著作権法の決議の問題はかならずしもディケンズが火を付けたものではなく、それ以前から両国で懸案事項であったことは、この問題の核心をとらえる上で理解しておくことが大切である。「ディケンズが会ったアメリカ人の多くは、一八三七年以来国会に対する請願運動を実行していた……しかし、ディケンズのようにはっきりと、断固とした態度で主張した者はいなかった」²⁸⁾。いずれにせよ、自分たちの変わり身の早さが浮き彫りになったが、それはこの法案がアメリカの作家に本当に利益になるのか、アメリカの文学がこれによって成長が見込まれるのかに深い懸念を抱いたからだという。そして結論として、読者に次のことを考えてほしいと要望している。つまり、「イギリスの著作権法は、以前より改良されてはいるが、作家にとってはヨーロッパのどの国のものより不利なものである」と、『ロンドン・クォーターリー・レビュー』を引用しながら論を展開している。タルフェッドの法案を潰すくらいだから、イギリスの議会は作家に有利な規則を拒絶したのだと言い、そして最後にこう問いかけている。「イギリス人が他のヨーロッパの国々のように作家に対して寛容になるまで、我々は待ち、現在イギリスが自国の作家に対して拒絶しているように、我々もそうし

ようではないか」²⁹⁾。

『ニュー・ワールド』誌 (Feb. 19, 1842) に掲載された、この主張ほど奇妙なものはない。一方でイギリスの作家に対して配慮していることを装い、他方で当の作家の要求を拒絶したり、アメリカでの国際著作権法導入反対の根拠として、ほとんど無関係のはずのイギリスの著作権法議決の不成立をあげるなど論理の矛盾を冒している。また、ヨーロッパの他の国々の国際著作権について一言の言及もないこと等々、同国人に対しても説得力は欠如している。しかし、同誌は、同じ号で「『ニュー・ワールド』誌と国際著作権」と題する記事をさらに掲載し、国際著作権に対する姿勢を鮮明にする。以下はその主旨である。

「国際著作権が一般国民に及ぼす悪しき影響に関する限り、我々の主張が正しいことは、上記の記事のとおりであるが、一方、本誌の人気と発行部数とがイギリスの書籍を速やかにリプリントすることに多くを負っている以上、将来それを妨げる法令によってそれが影響を受けることは避けられないだろう」³⁰⁾と述べている。慣習として、当時の新聞・雑誌がイギリスの書籍、とりわけ新刊の小説のリプリントを目玉にしていたことをここで認めたことになる。さらに、「例の法律が制定された場合、本誌の売れ行きは伸びると確信している。[というのは] 読者の書籍への関心は衰えることがないだろうから、もし書籍の価格が高騰した場合は、文芸ジャーナルに新しいものを求めるだろう」。つまり、書籍を直接入手できないなら、かえって新聞・雑誌の購読が増えるという論法である。さらに、新聞・雑誌のオーナーは、著作権をとれば独占的に出版が可能となるから、以前より利益は大となろう。だから、「本誌の繁栄にとっては国際著作権の法案通過は好都合であろう」。しかし、「それでも我々としては反対を唱えたい」という。なぜか。その理由は、すでに指摘されているように、「一般読者のために反対するのだ。廉価で速やかな知的な糧の供給の障害になる法律を認めるなら、それは一部の富める者のみの贅沢になってしまう。イギリス社会におけるように、下層階級のひとびとを犠牲にして、貴族社会の垣根をつくって、少数の選ばれた者だけのものにするのではなく、民主主義のためにもそのような障害物を取り除くべきであろう」³¹⁾と主張している。

以上二つの反論を検討したが、その軸になっているのは、一般読者ないし一般国民への配慮あるいは彼等への訴えかけを装った経済的損益の

理論である。経済的利権をどのように言い繕うかが関心の的であり、そこには、著作権や英米の作家たちの権利に関する正面切った論旨は見当たらない。同誌三月五日号には、三度目の国際著作権法の議決反対の記事が掲載されている。ほとんど同趣旨の内容と論法であるが、具体的な数字をあげているので少々くどいが検討してみよう。

まず、会期中の国会で国際著作権法の審議が再び行われているが、アメリカ国民の文学を危うくするような法案を国会議員が軽率に通過させることはよもやあるまいと最初に牽制している。「アメリカ国民に重い税金を課し、イギリスの作家にアメリカ国内で出版の権利を行使させるような法律は、アメリカの作家たちにも利益をもたらさないうらう」³²⁾と言い、その理由として、イギリスの作家の作品がどんどんアメリカで出版されているが、その逆はほとんどないことを根拠としている。したがって、同等に論じられないというが、これはかならずしも正確ではない。イギリスの出版社の中には、アメリカ作家の作品を輸入し、繁栄を誇ったものもあり、一概に決め付けられない筈である。一方、議論が利得の話に傾きかけると、「海外 [イギリス] の作家たちにこの国で独占的にリプリント版を出版させる権利を認めるような愚挙をすれば、その影響は金銭的な問題だけではない」と主張し、いつものように、困窮者たちへの配慮の問題を前面に出してくる。今回は、さらに具体的な数字を列挙する。その前に、ディケンズがボストンで行った演説の際に言及したネルの死との関連に噛み付いている。ディケンズが「(イギリスの) ずっと西方の辺鄙な地方の小屋のような貧しい家に住み、斧や鋤ですっかり無骨となった日焼けした手で、作者の私に手紙を書いてくれたものです」と少々得意気に語ったのに対して、「辺鄙な地方に住む農夫たちがどのようにして才能豊かな作家の作品を堪能できたのだろうか……アメリカの辺鄙な地方に住むひとたちでは、そのような著作権代が上乘せされて高騰した価格の書籍に……手は届かなくなろう」³³⁾と嫌味を言う。

そして、次のようにイギリス本のイギリスとアメリカにおける価格の比較をする。

(単位はいずれもドル)

	イギリス	アメリカ
『ピクウィック・ペーパーズ』	5.00	2.00
『ニコラス・ニッケルビー』	5.00	2.00
ディズレーリ, 『文学の愉しみ』	10.00	1.75
『ハナ・モアの生涯』	5.00	1.50
スコット, 『バイブル』	20.00	5.00
サウジー, 『詩集』	12.50	3.50 ³⁴⁾

このように、アメリカで出版されるイギリスの書籍の価格はずっと低くなっている。それだけでなく、この価格でも入手が困難な貧しい人々は、週刊誌の連載を通して年\$3で読むことができると主張している。一方、著作権代が加わるアメリカの作家の書籍代はどうか。

スパークス, 『ワシントンの生涯』	4.50 (一卷につき)
アーヴィング, 『コロンプス』	7.50
プレスコット, 『フェルディナンドとイザベラ』	
.....	7.50 (三巻)
スティーヴン, 『中央アメリカ旅行』	5.00 (二巻)
バンクcroft, 『合衆国』	6.50 (三巻) ³⁵⁾

このような価格は、他の軽いもの、つまり、詩集や小説でも同じであり、国際著作権の導入は、書籍を貧しい人たちの手に届かないほど高価なものにし、したがって、それは、貧困層から文学作品を読む愉しみを奪うことになるという。それでは、アメリカでも輸入本同様の廉価で販売してはどうか、という問いかけに対して、それは、著者に不利益をもたらすだけとなるとして退けられる。アメリカの貧困層と作家とを同時に見捨てないためには、現行の方法しかないと言う。しかし、経済的な視点からのみ論じた場合、自国の作家の作品の価格がイギリスの作家のそれと比べて高いなら、貧困層の読者は後者の作品を読む機会の方が多くなり、アメリカの作家が低所得者層には読まれないという状況が生じること、つまり、アメリカの文学が成長しないということになる。記事の筆者は、そのことには口をつぐみ、それよりも、ここに国際著作権が

認められたなら、彼らに読める書物はなくなってしまう。そのことは、ギアリ氏が、トマス・タルフェッドの法案について述べたことと軌を一にするとして、前者の言葉を引用している。

著作権が存在する限り、書籍の流布は制限されざるを得ない。なぜなら、価格はどうしても高くならざるを得ないからだ。著作権はどうみても独占である。独占となれば、価格の高騰と商品の流通の限定を招くのは、他の商品と同様であろう。著作権付の価格とそうでないものとを比較すれば一目瞭然である。例えば、下院で問題となっていたワーズワースの詩集について見てみよう。それは全集ではなかったが、四巻で一ポンド四シリングであった。それに対して、クーパーの全集は、著作権がなかったため一巻五シリングであった。この安さのおかげで、あらゆる階級で読まれている……もう一つの例として、ウォルター・スコットの場合を見てみよう。彼の『最後の吟遊詩人の詩』は、著作権が切れるまでは四万四千部の売れ行きであったのに対して、一八三五年にそれが切れると、複数の出版社がさまざまな出版形体で出版した。その部数は、十五万であったという。『マーミオン』の場合、著作権の有効期間には、五万部であったのに対して、切れてからは二十万部売れた³⁶⁾。

このことは、アメリカにも当てはまるであろうから、やはり著作権のない方が、価格の上でも、売れ行きの点でも勝ることになると主張する。しかし問題は、そのような主張が国際的な信義に照らしてどうかということに対しては少しも考慮しない点である。ディケンズが「正義」という言葉で意味するのはその点である。結局、一方は経済を最優先させ、現状維持を画策し、他方は倫理的、道義的責任の面からその考えを突き崩そうとする。

ディケンズがその後アメリカで公には発言を控えたため、互いの主張は平行線を辿ったまま一致点を見出だすことなく、この問題は終息してしまっただけに見える。しかし、水面下では、ディケンズがこの問題に対するアメリカの国会の動静を注視している姿や、彼が唱導する形でイギリスの作家たちに蜂起を呼び掛ける動きがある一方、アメリカ側では、出版界が会合を繰り返し、イギリス側からの圧力に備えようとしている

姿が見られた。

このような状況下にあつて、アメリカの議会は請願を受けてどのように対応したのであろうか。また、ディケンズの要求自体は正当なものであつたにも拘わらず、アメリカの出版界がそれを拒絶する方向に傾いたが、当時のアメリカの経済事情と関連があるのかどうか。これらの問題を洗い直すことによって、ディケンズの国際著作権法議決要求の意味を考えてみたい。

(II)

ディケンズは一八四二年二月十九日にニューヨークのシティ・ホテルで行つたスピーチを終えた後に、二月二十四日付けフォースター宛てにしたためた書簡の中で次のような要求を彼にしている。訪問したアメリカで彼が火をつけた国際著作権の問題をさらにどのように展開させようとしたかを検証するために、その書簡の一部を逐語訳してみる。

さて、小生の希望を申せば、貴兄の判断と小生のそれと常に一致するものと考えていますので、腹藏なく言います。お手数ながら次のような文書を用意して欲しいのです。つまり、国際著作権請願書に署名したイギリス作家たちのうち、主な人々を差出人として、本件に関して小生が果たした義務について述べた小生宛ての短い手紙が欲しいのです。小生は、そのような要求ができる権利があると思つていますが、このたびは自分のためではありません。当地の一流の新聞・雑誌にそれを発表すれば、かならずよい結果を生むと思つています。賽が投げられた以上、前進あるのみです³⁷⁾。

三度にわたつてスピーチで言及した、国際著作権問題が意外な反響を生み、個人の力の限界を感じたのか、ディケンズはフォースター宛てにこの件に関するアメリカの実情を伝えるとともに、上記のような要求をして、有力なイギリス人作家の支持を取り付けようと図つた。フォースターはディケンズの希望に沿つて、ブルワー・リットンの助けを得て、下記にあるような文書と手紙とを送つた。一通は十二人の作家が署名した、「アメリカ国民へ」と題する覚書、二通目はその十二人の署名入り

のディケンズ宛て書簡、さらに特別にカーライルからディケンズ宛ての書簡が、三月二十八日付け（カーライルのものは二十六日付け）で送られている。国際著作権に関する当時のイギリス人作家の意識と認識の仕方を知るために、少々煩雑だが逐語訳を試みる。

アメリカ国民へ

合衆国と大英帝国との間の国際著作権に関する以下のような請願書を我がイギリスが誇る卓越した作家の一人に送るにあたり、署名者一同は、我々の主張を我々の利害と関係なくご考察いただきたいと願っている。

偉大な国民——主として我々と共通の祖先と結び付き、同一の言語を話し、文学形態と科学の権威に関して同一の民族的伝統に育まれた国民——に敢えて次のことを望むものである。つまり、大英帝国および合衆国双方において有益な [知的] 労働に対して、アメリカ人の評価によって始めてバランスのとれた報酬を求める請願は、譲歩の結果、逆に不利益が生じるのでなければ、合衆国の立法府と国民の間で当然促進されるべきであると思われる。

我々に対する恩恵や寛容な態度とは別に、国際著作権の問題は教養あるアメリカ人であれば、専ら次の二点から考察するだろうというのが我々の結論である——第一に、[国際著作権法は] アメリカの作家にとって有益となること。第二はアメリカの一般読者にも有益であるということ。

第一の点に関して。同一言語の外国人作家の作品を無償で受け入れる現在の法律ほどアメリカの作家にとって大きな災いとなり、アメリカの文学にとっても重大な損失となるものはないと申し述べたい。出版社が著作権料を一切支払わず、イギリスの優れた作品を出版できると豪語する限り、アメリカの作家はどんな分野においても適切な報酬を期待できないであろう。その結果、必然的に、他の知的領域では卓越したものを見せるアメリカ人の勤勉さと才能とが、文学の領域一般では発揮されず、すっかり押し潰されてしまうであろう。アメリカの作家の前には、著作権侵害と密輸によってのみ成り立っている、大規模な競争システムが立ちはだかっている。無償で入手したイギリスの作品でアメリカの市場を溢れさせたなら、自

立した、誇り高い立派な職業としてのアメリカ文学が消滅の危機に瀕するであろうと我々は確信している。

第二の点に関して。アメリカの一般読者にとって唯一有益なのは、現在のように廉価にイギリスの書籍を入手できる点である。たとえ著作権が導入されたとしても、かならずその状態は続くであろう。書籍の価格は、著作権の有無で決まるのではなく、読者層の大小にかかっている。ほとんどすべての国民に匹敵する読者層を形成しているアメリカ国民の教養を高めるには、作家（および出版者）は書物の価格を読者の要望に沿ったものにすることである。仮に国際著作権法が導入された場合、イギリスのどんな人気作品でも現在の価格以上にはならないであろうと予想される。もしそうであるなら、この点に関してはアメリカの読者は不利益を被らないであろう。また、本国の作家や優れた才能の持ち主から、純粋に国民的な文学に対する障害物を取り除いたなら、それは一般読者にとっても有り難いことではないだろうか。

我々は、この重要な問題に関して我々の意向に背く一部の私利私欲に固まったグループの存在を問うようなことはしないつもりである。なぜなら、諸制度が広範囲な基盤の上に成り立っている国において、純真な正義が支持できない狭量な私欲がはびこるとは信じられないからである。さらに、我々の請願を受け入れたからといって、共通性を欠いた既得権を侵害したり、それに支障を来すことはない和我々は考えるからである。

他方、他者に対して公正でありたいという気持ちから、また軍事や商業のみならず、芸術や文学においても羨むほどの卓越した名声を誇る国家の立法府への期待から、我々は希望する法律によって、我がアメリカの同胞と我々の間に確立されるべき新たな確固としたきずなを求めたいのである。そのような法律が議決されたなら、多くの我国の作家は、アメリカの読者との心温まる友好関係を結び、自国の読者と変わらない意識を抱くことは必定であろう。そして、国と国との叡智を結び付けるものは、この問題【国際著作権問題】をイギリス作家にのみ利益となるとしか考えない人々が予想する以上に、大きく永い影響を世界の安定と文明に及ぼすに違いないのである。

署名者

エドワード・ブルワー・リットン	ヘンリー・ハラム
トマス・キャンベル	シドニー・スミス
アルフレッド・テニソン	H. H. ミルマン
T. N. タルフェッド	サムエル・ロジャーズ
トマス・フッド	ジョン・フォースター
リー・ハント	バリー・コーンウォール ³⁸⁾

ディケンズのもとに届いたこの覚書の中では、二つの呼び掛けが指摘できる。第一は、アメリカの作家に対して、第二はアメリカの読者への呼び掛けである。前者では、イギリスの作品が著作権料という歯止めがないために、アメリカの市場に氾濫すれば（現にそうなのだが）、アメリカ作家の生き延びる道はないとする。この論理は、マッシュューズも使っていたものであり、著作権を無視していらずにイギリス作家の作品を出版するアメリカの「私利私欲に固まった」出版界批判でもある。また、アメリカの作家の有志が国際著作権法の請願に乗り出していることも、このような主張へと結び付いたと思われる。アメリカ文学の成長が、この法律の導入によってどのように影響を受けるかに関しては、『ニュー・ワールド』誌とこの覚書では真っ向から対立している。前者は、アメリカの作品がイギリスで読まれることはあまりない以上、「同等に論じられない」とし、この法律が議決されれば、書籍の高騰を招き、読者（特に貧しい読者）にとって高嶺の花となり、その結果アメリカの文学は衰退するとする。常識的には、覚書の方が幾分説得力はあるが、決定的なものとは言い難い。

一方、第二の点、つまり、アメリカの読者についてはどうか。ここでも、両者は同一の目的（読者が書籍を廉価に、より容易に入手可能となること）を目指しながら、論法は違ったものになっている。イギリスの作家たちは「国際著作権導入後も価格の高騰は考えられない」とするのに対して、アメリカの出版社側は高騰は避けられないとしている。この相違点のポイントは、価格への国際著作権料の加算をどうみるかにある。前者は読者層の増大に期待しながら、たとえ加算されても厚い読者層への多売によって価格は押さえられるとする。後者は価格の高騰を前提としており、その結果として読者層の偏りが生じ、アメリカ文学の成長は鈍

り、ひいてはアメリカの文化の停滞を招くとしている。

このように、国際著作権導入について両者の見解は平行線をたどっているが、その原因の一つは、どちらも経済的視点から論じている点にある。たしかに上記の覚書には、直接名指しこそしていないが、「私欲に固まったグループ」として国際著作権導入に反対するアメリカの出版界への皮肉めいた、揶揄する文言があり、ディケンズや彼を擁護するマシューズおよびグリーリーらが主張する道義的・倫理的議論を部分的には展開している。しかし、ディケンズが用いた「公正」(justice)という言葉も使われることもなく、いかにも弱いトーンに終始しているという印象が強い。

この草稿は、フォースター宛てのブルワー・リットンの書簡(一八四二年三月二十四日付け)によると、ブルワーによって書かれたらしい。

……貴兄の指示どおり署名を付けた文書を送ります——もし請願書とするなら適当なタイトルが必要と思います——貴兄の提案が少々不明確でしたので、単にディケンズに手紙を書くだけでよいのか、[アメリカの]国会への請願書なのかははっきりしませんでした。小生は後者のつもりで書き送りました。より有益だと思うし、イギリス人の最も威厳に溢れた議論でもあり、アメリカ人にとっても適切な論旨と思うからです——ディケンズがドルをたんまり懐に入れることになるかもしれない信条のために、つまらない人気を失ったとしてもそれは正しいやり方だと思います³⁹⁾。

ブルワーとしては、かつて(一八三七年二月)六十五人のイギリス人作家が請願書をアメリカの上院に提出したが、不成功に終わったことが念頭にあり、草稿を作った当人であったにもかかわらず、あまり熱心ではなかったようである。「ヤンキーどもがたとえ説得に応じることになったとしても、結局はたいした収穫は得られないだろうと思います。ただ、ディケンズとエインズワースは別です。二人に対して我々は賄い方を務めましょう」⁴⁰⁾とあまり期待していない口振りである。

一方、ディケンズは、その覚書に同封された二通の手紙——一つは、ディケンズ宛ての署名者一同の激励の手紙、他は、トマス・カーライルからのもの——に励まされ、かねて予定していたように、その覚書をア

アメリカの有力新聞・雑誌に掲載を画策する。その行動を見る前に、二通の手紙のうち、後者を逐語訳し、ディケンズの行為がどのように理解されていたかを検証しよう。

一八四二年三月二十六日、テンブランドにて

拝啓

貴兄がアメリカ各地において国際著作権問題に関する論議を巻き起こし、国を挙げての歓迎の調べの中に一大不協和音を導入された由を新聞紙上で知りました。お求めにより、本件についての意見をしたための次第です。

記憶に誤りがなければ、小生は数年前、マーティノー嬢の主唱のもと、合衆国議会に対して両国間の国際著作権設定を求める請願書に署名した多くの英国作家の一人でした。二つの国とはいえ、本来は一つの国であり、英米の議会は、一切の人為的法ないし外交政策によって分かれ得るものではなく、既に天の定め、自然と事実の永遠の法により一体となっているのです。小生は現在なおそのように信じており、今後もお固く信じ続けるつもりです。当面の問題が、英米の議会において論議される場合、必然的に多種多様な考察と議論が行われるでしょう。しかしそれらは小生にとって興味もなく、決定にあたって本質的なものとも思われません。それらは、いつ、いかにしてなすべきかに関わるものであり、事の当否に関わるものではないからです。古き文書の中に——それは大西洋の両岸で尊崇されるものでしょう——「汝盗むなかれ」と、数千年前に明確に記されています。汝が異なる「国」の民であり、絞首刑にならずに盗みができるからといって、汝が許されるということにはならない。汝はいかなる形でも盗んではならない！……小生としまして、盗みの規模の大小を問わず、また形式のいかんを問わず、その通りであると固く信ずるものです……⁴¹⁾。

この後も、故事にならった例を示しながら、カーライルは、アメリカの出版界の著作権侵害を「盗み」という概念でとらえる。『伝記』の中でフォースターも言及しているように、この手紙は、ディケンズをいたく感激させ、「カーライルに対する心服は年とともに深まり、晩年のディ

ケンズはこの人を誰よりも重んじ、無上の敬意を表すようになっていた」⁴²⁾。おそらくこの手紙がディケンズのカーライルへの傾倒を促すきっかけの一つになったろうと思われる。

ディケンズの援軍は、イギリス人だけではなく。既にマシューズやグリーンリーについては触れたが、さらに強力な支持者はホイッグ党（共和党）のリーダー、ヘンリー・クレイである。彼は、繰り返し国際著作権法のための法案を提出したが、いずれも不成功に終わっていた。しかし、ディケンズはアメリカの議会を動かすのは彼をおいて他にないと考えていたようである。フォースター宛ての手紙の中で次のように言及している。

……クレイは既にワシントンから小生のもとに急使を派遣して、彼がこの問題に強い関心を抱いていること、それに関して小生が取ってきた「男らしい」行動に心から賛成であること、できれば自分も動いてみたいと思っていること、などを明言してくれました。小生がつけた火が大きく燃え上がったので、敵方の首脳部は先夜当市【ニューヨーク】で会合を持つに至りました。鉄が真っ赤になっている今、できる限りの強打を与えなかったら、それこそ悔いて余りあるということになりましょう⁴³⁾。

英国作家の覚書が届く前にディケンズは、アメリカの作家や編集者からも請願書を引き出している。二月二十七日付けフォースター宛ての書簡の中で、彼はこう述べている。

旅行カバンの中には、ワシントン・アーヴィングを筆頭にアメリカ中の一流作家が名を連ねた国際著作権法制定請願書が入っています。クレイに託して提出してもらってくれと頼まれたもので、適切と思われる言葉を添えて後押ししてくれとのことでした⁴⁴⁾。

L. H. フーチェンズは、この請願書はディケンズの手が入っているといくつかの証拠を挙げて推測しているが、いずれも決定的ではない⁴⁵⁾。いずれにせよ、内容を見てみよう。

最近のイギリス議会における立法によって、著作権は利益を相互に享受し得る国々に限定されています。したがって、アメリカの作家が自作によって利得を得る場合、それは儀礼上のものであり、法律的に確認されているわけではありません。我々請願者一同は、本国の現在のシステムは、我が国の若い文学を崩壊させる危険があり、また外国の作家に対して不当であり、不寛容なものともみなしております。イギリス作家による新刊本を無料で（需要をはるかに超えて）入手できる状態にあつて、我が国の出版社が本国の作品に適切な価格での支払いを実行するでしょうか。我々請願者一同は、文学的財産が、なぜ手工業や労働の産物同様に保護を受けることができないのか理解に苦しんでおります。作家は、機械工と同様肉体的疲労に苦しみます。しかし、外国の機械工は自己の製品をアメリカに送り出し、その収益を得ることができますが、外国の作家は、自作を剽窃され、改作され、売られてもそれを黙視する他ないのです。また、報酬を受けることもできないのです。我々請願者一同は、現在提案されている著作権のシステムの変更がアメリカにおける一定の職業や工業にのみ利益になることはないと思つて固く信じています。たとえそうだとしても、我が国の国益と尊厳とは、国際著作権法を是非必要としてゐると思われまふ。請願者一同懇願する次第です。

一八四二年二月⁴⁶⁾

たしかに、ディケンズがボストンやハートフォードで行つたスピーチを彷彿させるものがある。トーンや表現、文章の流れや進め方、ことに、イギリスの作家に対する不当性を強調している点などをみると、ディケンズの手が入つてゐると考えても無理はなさそうであるが、既にクレイなどの請願書にそういった論旨は使われていたといふ⁴⁷⁾。いずれにせよ、ディケンズの意気軒昂な姿が想像されるが、実際には彼が期待したようには事態は動いていなかった。ホイッグ党首であり、国際著作権法制定の旗振り役であつた当のクレイが引退することが表面化したのである。しかし、ディケンズはそれを意に介さず、三月十五日付けの手紙で、次のようにフォースターに書き送つてゐる。

今月クレイが引退しますが、その後はプレストンが共和党の党首になるでしょう。彼もまた厳肅な態度で、国際著作権法は是が非でも通すと保証してくれるので、九分通りは希望を抱き始めました。もし通ることになれば、これを実現させたのは我が輩だと誇る資格があると思います。この問題についての是非の論議がどのくらい広く行われるようになったか、また小生がこの国の一部の人々をどれほど熱心な推進論者にしたかは、貴兄のご想像を越えています⁴⁸⁾。

ディケンズ書簡集の編者たちが言うように、「議院内でもっと支持者を得れば別だが、プレストンが何らかの実りある結果を出すと思ったディケンズはナイーブに過ぎよう」⁴⁹⁾。しかし、あくまで強気のディケンズは、さらにフォスターに自己の関わりについて同書簡の中で次のように述べている。

アーヴィングを筆頭に、アメリカの作家たちが名を連ねた国際著作権法議決請願書二つの内一通を託されてきたわけですが、それが下院に提出されました。もう一通はクレイが預かって小生のワシントン出発後に上院に出します。提出済みの方は委員会に付託されました。下院議長は、ボルチモア選出議員のケネディ氏をその委員長に指名しましたが、氏自身も著述家であり、こういう法律に大賛成なのは誰でもよく知っています。そして小生が彼の報告書作成に手を貸すことになっています⁵⁰⁾。

ここにもディケンズの楽観的な見通しが垣間見られる。しかし、現実には彼の思惑通りには行かなかった。まず、「クレイが……上院に出すことに」になっていた請願書は、確かに三月三十日に委員会で諮られることになった。プレストンもその結果待ちをしていたが、五月を迎えても委員会からの結果報告がないので、彼は、委員長に問い質した。その結果について『ナイルズ・ナショナル・レジスター』誌は次のように伝えている。

ベリーマン委員長の回答はあまり満足のいくものではなかった。彼によると、委員会報告は二月ほど前から準備されていたが、議案提出

者 [クレイのこと] 自身の方から、新しい情報の提出があるまで委員会報告を漸次控えて欲しいとの要請があり、委員会では、報告を見合わせているとのことであった。委員会では、もう一つの理由から、報告を保留していた。その理由は、委員会自体がこの議案 [国際著作権法] に反対であったからである⁵¹⁾。

積極的な推進者であるクレイがなぜ委員会報告を保留させたのか、明確な理由は見出だせないが、この頃の国際著作権に関する彼の心境にその一端が垣間見られそうである。

リベラルな国際著作権法の議決が遭遇した、また今後も遭遇するであろう障害物は、出版組合、とくに大都市の大手出版社であろう。この組合は積極的に活動し、[国際著作権が認められれば] 外国の作家に支払うことになる著作権料の件や、それに伴う経済的破綻についてさかんに誇張した論陣を張っている。その議論は、問題の本質を問おうとしない多くの国会議員にかなりの影響を与えている。これらの障害物は取り除かねばならない。それには、世論を喚起するか、世論を正しく導くことによってなされねばならない。そして、請願を繰り返す、報道関係や実際的な示威運動によるのが、効果大であろう。さらに、問題に精通した、分別のある、判断力のある作家の方々が国会に出席し、議論して、反対意見を論破するなどすれば、最高だと思ふ⁵²⁾。

クレイの見解は正しいが、問題はそのリーダーシップを誰がとるかということであろう。実際、一八三七年二月二日に英国作家五十六人が署名した請願書をアメリカ議会に提出して以来、彼が中心となって国際著作権法の法案が八度提出されているが (一八三七年—四二年、因に反対の議案は二十回)、ことごとく失敗している。この経験から、上記のような感慨を抱いたのであるが、同時にそこには無力感が漂っている。さらに決定的なのは、既に触れたようにクレイ自身が一八四二年一月の段階で既に議員引退を決意していたことである。まさに、ディケンズのアメリカ訪問が実施され、この問題に彼が最も熱くなっていた時である。

水面下でその様な動きがあったことをディケンズが知っていたかどうか

かは別として、彼は、フォースターが送って寄越した、英国作家による覚書とその他のコピーを四部同封した書簡を、C. C. フェルトンに四月二十九日付けで送って、次のような依頼をしている。一通はフェルトン自身を通じてボストンの新聞社 [『ボストン・デイリー・アドバタイザー』] へ、もう一通は、『ニューヨーク・イブニング・ポスト』のW. C. プライアント氏へ、もう一通は、発行部数の多い『ニューヨーク・ヘラルド』に、最後の一通はワシントンの『ナショナル・インテリジェンサー』のW. W. シートンに送って欲しいとの希望を伝えている⁵³⁾。ディケンズは、さらに、四月三十日付けの同趣旨の書簡をシートンにも直接書き送っている。ところで、ディケンズは、新聞掲載に先だって、次のような自己の書簡も添えている。

編集者各位

バッファロー郵便局で数通の手紙が小生を待っていました。コピーを同封させていただきます。これらを貴紙に掲載していただきたいのです。そうすれば、小生が合衆国を訪問して以来国際著作権法について公の場で述べたことが、個人の単なる気持ちからでなく、掛け値なしに、あるいは正真正銘英国作家たち——文書には卓越したこれらの人たちの署名のリストが添付してあります——の意見であることをアメリカ国民に理解していただけたと思うのです。

これはまた、アメリカの作家たちの意見でもあることは、この件に関して彼らが立法府に真剣に請願したことで十分お分かりと思います。

カーライル氏の手紙を特に強調しておきますが、それは、それが腹藏なく、雄々しく真実を表明しており、いかなる国においても、とりわけこの国では、注目と崇敬の念を生むであろうという意図があるだけでなく、彼の見解がまごうかたなく小生自身のものだからです。すなわち、小生もこの問題は、正しいか間違っているか——公正か不正か——という観点以外から考えたこともないし、今後ともそれ以外では考えられないからです。

敬具

チャールズ・ディケンズ⁵⁴⁾

その結果、五月八日から十四日にかけて次のような新聞が、英国作家による覚書その他を掲載した。その中で、『ボストン・デイリー・アドバタイザー』、『ニューヨーク・イヴニング・ポスト』、『ニューヨーク・ヘラルド』、『ワシントン・ナショナル・インテリジェンサー』などはディケンズが直接間接に依頼したものであるが、さらに次のような新聞・週刊誌が転載している——『ベイ・ステート・デモクラート』(五月九日)、『ボストン・ウイークリー・メッセンジャー』(五月十一日)、『ボルチモア・パトリオット』(五月十一日)、『アルビジョン』(五月十四日)⁵⁵⁾。

中でも、『ニューヨーク・イヴニング・ポスト』の社説(五月九日)は、アメリカの作家と出版社に訴えかけ、国際著作権の有効性を主張している。その趣旨は、近い将来アメリカの作家が、イギリスの作家以上に著作権の恩恵を蒙るだろうというものである。そして、前年度の実績として、フェニモア・クーパーを始めとする数名のアメリカの作家の作品が英国で販売部数を上げていることを例としてあげ、さらに、今後ともその将来性が期待できるとしている。したがって、「アメリカが今やることは、作家たちのために国際著作権の恩恵を確実にすることである」⁵⁶⁾と締め括っている。この主張は、ディケンズの「道義的視点」とは異なるものだが、著作権を肯定している点に変わりはない。一方、ディケンズの依頼にもかかわらず、『ニッカーボッカー』誌などのように掲載を拒否するものもあったし、掲載する一方で覚書きおよびディケンズの行動を社説で批判する新聞も多いというように、新聞・週刊誌は各々独自の反応を示した⁵⁷⁾。

しかし、国際著作権法の議決に最も敏感だったのは、とりもなおさず、直接影響を受けるアメリカの出版界であった。彼らは、四月二十六日にボストンで代表者会議を開き、対応を練った。この件に関して『ボストン・マーカントイル・ジャーナル』が伝えているので、そのあらましを見てみよう。

「書籍組合の代表者会議」——書籍関係業者の会議がボストン・ミュージアムのホールで昨夜開かれた。印刷業者、出版者、活字鋳造業者、紙業者、製本業者、彫版工、その他が出席した。チャールズ・A. ウェルズ氏が開会を宣し、続いてサミュエル・G. グッドリッチを議長に、(ニュー・ハンプシャー州の)キーン出身のジョン・

プレントイスとボストンのハリソン・グレーを副議長に、サミュエル・D. ウォレンを書記に選出した。議長挨拶にあたり、グッドリッチ氏は、委員会が関連する事実の収集と特定の情報入手に鋭意努力し、それらを整理した上で、覚書きを作成したことを報告した後で、その内容を読み上げた。

覚書きは、外国書に税を課すにあたり、第一に歳入に、第二に外国書出版に依存しているさまざまな職種に、第三には書籍を知識の流布の手段と考えることに配慮すべきことが述べられた。

覚書きは次いで、国際著作権法の問題を取り上げ、さまざまな理由と論拠をあげて、そのような法律が施行されるのは賢策でないこと、国益に反すること、正義に反しないこと、今ここで施行されるべきではないことを力説する。覚書きには興味深い統計が含まれており、それによると印刷および出版に関わっている人の数は、四万一千人にのぼり、さらにそれらに依存している人の数は、その四倍にあたるという。注ぎ込まれた資本は千五百万ドル、総生産額は二千七百万ドルである。

覚書きが読み上げられた後、ケンブリッジのボウエン氏が起って異議を申し立てた。理由は、二つの問題を絡める必要がない、つまりアメリカの産業の保護と国際著作権を結び付ける必要はないというものであった。彼の意見は、前半の見解に同意する多くの人たちは、後半の件に関しては反対意見であろう、したがって、覚書きは委員会に再委託して、問題を書籍、印刷その他に絞ること、もし必要ならば国際著作権に関するものをもう一つ作成してはどうかというものだった。

彼の動議について議論が激しく闘わされたが…… [結局] それは退けられた。国際著作権の件を削除すべしという動議も出されたが、これも圧倒的多数で否定された。こうして、僅かな変更を加えただけで覚書きは最終的に採択された⁵⁸⁾。

結局、この覚書きの内容の第一は、外国からの輸入本に課税すること、第二は、国際著作権法制定への異議を申し立てることである。反対意見としてさして新味はないが、具体的な数字をあげ、出版界以外の業種も影響を受けることを強調したことは、関係議員たちにインパクトとなっ

たと思われる。道義心も、愛国心と自己保身には代えられないというのが本音であったろう。しかし、『ボストン・マーカントイル・ジャーナル』が伝える大会の内容には、重要な点が抜けている。フォースターは、『伝記』の中でこの件に関して次のように触れている。

……場所もあろうにボストン市での公開集会で、法の現状維持を求める請願書が採択され、それに対する彼 [ディケンズ] の憤激が強い言葉でぶちまけられていたのである。この請願書の中には、もしイギリスの作家が自作の再出版に制約を加える権利を与えられるならば、アメリカの編集者はその作品をアメリカ人の趣味に合わせて変更改作することがもはや不可能になるだろう、とさえ述べられていた（これに対してはアメリカの一流人士の中にも、彼に劣らず憤慨した人々がいた）⁵⁹⁾。

フォースターのこの記述は、彼らの覚書き（請願書）の次のような記載で裏付けられている。

「[もし] イギリスの作家が当地 [アメリカ] で自作に対する権利を得、我が国の市場がそれらで溢れるとすれば、我々が欲するようになり、我々の慣行や社会状況に合わせて改作変更することができなくなるので、もとのままの形での刊行を認めざるを得なくなるだろう」⁶⁰⁾。

これを見ると、イギリスの作品を掲載する際、当時のアメリカの新聞・週刊誌は、日常的に「変更改作」していたようである。驚くべき事実であるが、イギリスの作家の作品に対する当時のアメリカの出版界の認識であった。このような事実は、ディケンズを憤激させ、彼の決意を固めさせる一因であったろう。いずれにせよ、この覚書きは、七月十三日に上院に提出された。同日、フィラデルフィアの書籍業者・印刷業者からも同種の請願書が二種下院に上程されている⁶¹⁾。

ディケンズをさらに憤慨させたのは、サミュエル・グッドリッチ（通称ピーター・パーリー）⁶²⁾がこの大会の議長を務めたということである。ディケンズは、彼とワシントンで国際著作権について話し合い、好意的

な意見を聞いたばかりであった。後にディケンズは、トマス・フッド宛て、一八四二年十月十三日付けの手紙で、このことに言及している。

ピーター・パーリーは、悪党で嘘つきです。小生の家の玄関先に姿を現したなら、直ちに通りにつまみ出してやります。彼だって、そうされるのは当然だと思っているでしょう。この男は、ワシントンで、書類や文書を持って自分の方から小生に会いに来たのです。そして、国際的な強奪に関していろいろと嘆いて見せた後、この問題について小生の意見を求めました。小生は、相手を信頼して腹藏なく話しました。その後です、彼がボストンに行き、あの大会の議長を務めたのは。そこでは、現法を変更すべきではないという決議がなされたのです。もし変更されたら、今までのようにイギリスの本を改作できなくなるというのが理由です。小生は、このことをケンブリッジのギリシャ語教授フェルトン氏から直接聞きました……小生はパーリーの汚さに仰天して……それは事実かどうか問い合わせました……そういう訳で小生はこのパーリーという男を今後悪党と呼ぶことにします⁶³⁾。

この手紙は、帰国して『アメリカ紀行』をほぼ執筆を終えた頃書かれたものだが、裏切られたという憤激は増しこそすれ、衰えることはなかったようである。『アメリカ紀行』を読むにあたっては、このような背後関係を考慮すべきであろう。

さて、アメリカ訪問中のディケンズは、苛立ちが、怒りへと移って行く姿を露呈させている。一八四二年五月一日付けの義弟オースティンに宛てた手紙には、身内ということもあってか、装いをかなぐり捨ててディケンズが怒りをぶちまけたという印象がある。

……著作権に関する小生の闘いに快哉を叫んだとの由、小生も嬉しく思います。彼らがいかに小生を押さえ込もうとしているか知ったら、貴兄ももっと関心を抱くことと思います。英国の優れた人たちが、フォースターを通じて、小生の行動をバック・アップするべく、極めて男らしい、相応しい、精神に溢れた覚書きと決議書を送ってくれました。小生は、それらを公にするべくボストンに送りま

した。その内、嵐を呼ぶことでしょうか、あくまで平静にそれを待っているところです……ならず者の書籍商たちは本の出版で潤っているのに、著者の懐には一ペンスも入らないのは酷いと思いませんか。下劣で悪質で、恥ずべき新聞——誠実な人間なら便所のドア・マットにさえしたくないような下品で、卑しい新聞——は、さらに、これらの本と忌まわしい、汚らしい書き物をいっしょくたにして出版してしまうのです。読者はその内両者の区別さえできなくなります。作家は、盗まれ、強奪されるだけでなく、どんな姿——どんな俗悪な姿——どんな不快な連れと一緒に——になっても、読者を選ぶことができず——自己の本が歪曲されても……なすがままになるのを我慢できますか。神に誓って言いますが、これらの非道を前に、小生の血は煮えたぎり、それらを口にすると小生の体は二十フィート伸びて、異常に大きくなったように感じるのです。スピーチしようと立ち上がるたびに思うのです、「お前たちは泥棒だ！」と……64)。

この書簡について、書簡集の編者たちはいくつかの点でコメントを加えているが、特に、最後の箇所に関しての注は興味深い。ディケンズが一部のアメリカの出版社を「泥棒」呼ばわりしたことについて次のように述べている。

ディケンズは特に三人の「泥棒たち」——グッドリッチ、ウェルド、グリーンリー——の言動に愕然としたと思われる。彼らは、国際著作権法が施行されていないのを利用して無断出版を実施しながら、他方で国際著作権法を支持し、アーヴィングの請願書にも署名している。[中でも、]グリーンリーの態度はディケンズのアメリカ訪問中に急変している。一月二十七日の『ニューヨーク・トリビューン』の社説で、彼はクレイの国際著作権法の議案を支持し、次のように述べている。「そのような法律がないためにディケンズ氏は、十万ドル——本来アメリカで得られる正味の利得——の損害を被っている……彼に敬意を表するパレードをする前に、彼からの収奪を中止すべきだろう」。ハートフォードでのディケンズのスピーチ後の二月十四日の社説でも支持を変えていない。「読者の皆さん、も

し我々のゲストが、その能力と労苦の果実を生活の糧にし、それを享受すべきと考えるなら、国際著作権法の署名に名を連ねてはどうでしょう。そうすれば、彼を励まし……こう言えるでしょう、『盗みからあなたを守るために最善を尽くした!』と。しかし、ディケンズ宛ての英国作家の覚書きその他が公表されると、『トリビューン』の社説は、リプリント版は許されるだろう、ただし、「現況では、[ディケンズが] そのようなリプリント版で権利の侵害を受けて、悩んでいるというなら、我々も慎むべきであろう」⁶⁵⁾とトーンダウンする。

グッドリッチ、ウェルド、グリーリーに共通する点は、国際著作権の重要性を知りながら、イギリス作家の作品の著作権侵害を冒していたことである。後述するように、彼らはそれぞれ「マンモス」⁶⁶⁾と呼ばれた週刊誌の編集に携わっていたが、その特徴はイギリスの作品を無断でリプリントすることであった。グッドリッチは、一時グリーリーの『ニューヨーカー』の編集を手伝った後、著作権侵害で悪名高い『ブラザー・ジョナサン』、『ニューヨーク・タトラー』、『ニュー・ワールド』、『シグナル』、『ボストン・ノーション』などの週刊誌の編集者となっている。その一方で、国際著作権の擁護者たることを公然と唱えているのだ。ウェルドもまた、一八四一年当時『ニューヨーク・タトラー』の編集を担当していたし、次いで『ブラザー・ジョナサン』を編集している⁶⁷⁾。

彼らがなぜこのような矛盾を冒して平然としていたのか不思議であるが、次のような推測は可能かもしれない。アーヴィングの請願書の署名者は、アメリカの文学の育成に熱心であった。グッドリッチは、とりわけそうみなされていたようである。彼の意識にはアメリカの作家のみがあり、イギリスの作家への配慮は二の次であったとすれば、後者の権利を侵害してもさして痛痒を感じなかったかもしれない。さらに、彼は請願が有効であると考えたかどうか、また、もしそう考えたなら、はたして署名の結果利得を棒に振ったかどうか極めて疑問である。『ブラザー・ジョナサン』の次の記述はそのような推測を裏付けるかもしれない。

新聞の中には、国際著作権に関するチャールズ・ディケンズ氏の提

案と、イギリスの作家にアメリカにおける著作権の行使を可能にする法律を議決すべきであるという彼の希望を取り上げているものがあるが、それは、遺憾なことである。ディケンズ氏がそのような思いに駆られるのは至極もつともで、自然なことである。また、そのような考えを抱いたからといって、氏があさましく、強欲な人という非難を浴びることもないと信じている…… [しかし] 彼が言うことが既定事実は何らかの影響を与えることは考えられないし、不可能でもあろう⁶⁸⁾。

ほとんど同じ趣旨のものが、ウェルドが編集長を務める『ダラー・マガジン』に掲載されている。その結びの言葉は次のようである。「しかし、イギリスの作家が希望するような法律を我が国の議員諸氏が議決する気遣いはないであろう⁶⁹⁾」。アメリカの出版界の反発は、ことにディケンズが各新聞社にイギリスの作家の覚書きその他を掲載させてからは、より強力で執拗になっていった。ディケンズ自身は、「このような方法以外にもっと優れた、賢明な方法はなかったと思っています⁷⁰⁾」と五月十六日付けフェルトン宛ての書簡で述べている。それより先、五月三日付けのフォースター宛ての手紙で、この問題に関するアメリカ人の御し難さについて次のように記している。

対英国際著作権法の成立を邪魔している二つの障害について述べようと思います。その一つは、一切の契約なり取引なりにおいて、相手を「やっつける」のを国民こぞって愛好しているということ、その二は、国家としての自惚れです。これら特徴的な性格は、外国人には到底計り知れぬ程度にまで広く行き渡っています……⁷¹⁾。

第一の点は、アメリカ人がイギリス作家の著作権を侵害して恥じないことを指し、第二の点は、「地上にアメリカしかない」かのような態度について批判したものであり、既に言及した『ニュー・ワールド』誌の論調に対するディケンズ流の反論であることは明らかである。このフォースターへの手紙の中で、ディケンズは「さし当たって、国際著作権のことはこれだけにします」と述べ、あたかもこの問題から手を引くかのように受け取れる言葉があるが、彼がこれで完全に沈黙したわけでは

ない。五月十六日付けのフェルトン宛ての手紙にはさらに「彼らに対し、はっきりとかたをつけたと思っています」と言い、何らかの手段での報復を示唆している。しかし、ディケンズの劣勢は否めず、これ以上この問題にのめり込むのを避けようと考えたと取れる発言が、五月二十一日付けの同じくフェルトン宛ての手紙に見える——「これ以上この問題を追究しても無駄でしょう、ですから、ほっておこうと思います」⁷²⁾。この時点で、ディケンズ自身に迷いがみられる。たしかに、ディケンズは国際著作権に関して以後アメリカ人を説得することを断念したようである。代わりに、一つの決断を下す。それは帰国直前の六月二日付けの J. P. ケネディ宛ての書簡の中で触れられている。

……国際著作権の問題については、いつでもご用命下さい。小生あらゆる手段を尽くす所存です。ブルワー、ハラム、そして署名した方々（その他大勢の人たち）が、暖かい援助の手を差し延べてくれると思います……帰英しましたらさっそく貴殿からの伝言を伝えるつもりです。

小生が最初になすべきことは、合衆国のいかなる新聞にも〔作品の〕刷り上がり売却しないことです。いずれにせよ、現在のような「略奪」行為による儲けを決して認めないことです……⁷³⁾。

ここでディケンズが言及している「合衆国のいかなる新聞」の中で、とりわけ「マンモス」と渾名された一群の新聞・週刊誌は、イギリスの作品、とりわけ小説をリプリントして連載していた。殊に、一八三九年から四四年にかけてはその絶頂期にあった。当然、この金鉱を発見したジャーナリズム関係者とその余得を享受した読者とは、国際著作権法に対して、その抽象的な道義論は認識しながらも、これを好意的に受け入れることができなかった。「マンモス」と言われた最初のもは——「マンモス」の名は、縦四フィート、幅十一欄という紙面の大きさに由来する——一八三九年十月に発刊され、パーク・ベンジャミンと R. W. グッドリッチによる共同編集になる（後に H. H. ウェルドが編集をまかされた）『ブラザー・ジョナサン』誌であった。以後続々と類似の、主に週刊誌が発刊された——『ニュー・ワールド』（一八四〇年、ベンジャミンとグリズウルトが編集）、『ダラー・マガジン』（一八四一年、H. H. ウェル

ド、後にN. P. ウィリスが編集、『ボストン・ノーション』（一八四一年、グッドリッチが編集）。同一人物が次々と編集者になっているのも不思議だが、実はベンジャミンを除く他の編集者は請願書の署名者であった。いずれの週刊誌も、イギリスの雑誌に掲載されている小説からの剽窃に依存していた。とりわけ、『ニュー・ワールド』は、ディケンズの作品を含め、イギリス小説の連載を集中的に掲載していた。例えば、ディケンズの『骨董店』は、一八四〇年六月六日に連載が始まり（因に、イギリス本国では、五月に週刊分冊の形で始まったばかりである）、完結すると、ひき続き『バーナビー・ラッジ』を掲載するという風であった。「マンモス」の編集者たちは、これに満足せず、さらに「エクストラ」（extra）と称する特別装丁の一卷本を、十セントという破格の廉価で発刊した。しかし、彼らの最盛期は、ディケンズのアメリカ訪問の頃で、翌年（一八四三年）「エクストラ」に税がかかるようになって急速に衰退する⁷⁴。

帰国後、ディケンズは、フェルトン宛ての手紙を追うようにして、七月七日付けでイギリスの友人・知人宛てに「回状」（circular）なるものを書き送り、アメリカ訪問中に体験した、国際著作権問題について彼らの理解を求めようと試みている。

小生が、アメリカ滞在中機会をとらえては、人々の意識を、イギリス本の大掛かりな著作権侵害に関する、かの国の法律の不当性と不法性に向ける努力をしたことは、ご存じのことと思います。

合衆国でこの問題を広く喚起することに成功しましたので、小生は、国際著作権法の実効を求める主要なアメリカの作家が署名した請願書をワシントンに持参し、クレイ氏を通じて議会に提出しました。署名者の中には、ワシントン・アーヴィング、プレスコット、クーパーなどの諸氏がおり、いずれもアメリカの文壇を背負って立つ方々です。請願書は、下院の司法特別委員会に付託されました。この請願書が巻き起こすと思われる影響に対抗するため、ボストンで会合が開かれました——ご存じのようにそれは、アメリカの文芸の砦です——ここで、この件に関しては、一人の反対者以外は全員変更なしという覚書きが決議されました。信じられないでしょうが、この覚書きは現に国会に提出され、受理されましたが、次のよ

うな内容が含まれていました。もしイギリスの作家に、リプリントの際に権利を授与したなら、アメリカの作家は（これまでのように！）アメリカ人の好みに合うように、変更や改作が不可能になるであろう、と。

この覚書きに対して、時をおかずプレスコット氏から反対意見が出されました。彼は、紳士として、また文学者としてその不遜な不誠実に当然とも思える怒りを露にしました……小生としましては、これから書くものの刷り上がりを大西洋を越えて渡すことは決してすまいと決心した次第です。そして、そのような所からの利益は断念することにしました……この問題についてアメリカの大衆を誤った方向に導こうとする輩——この議論を封殺し、さまざまな手段でその真実を歪曲しようとする輩——は、（ご存じのように）海賊行為と略奪行為という現在のシステムを維持しようとしている者たちです。このシステムが続く限り、彼等は、自分たちの頭脳では何もできないが、他人の頭脳を利用すれば豊かな生活ができるからなのです。彼等とは、人気の高いイギリスの作品をリプリントすることに全精力を傾ける新聞・雑誌の編集者とそのオーナーたちです。彼等は、才能も低く、名声も並以下の連中です。そして、彼等がその発行部数を誇るリプリント版の同じ紙面に、不遜にも当の作家の悪口三昧を掲載しているのです。

こういう事情ですので……もし権利を保持している作品の刷り上がりを彼らに売却する交渉などは、今後一切なさらないようお願いしたいのです。もし行う場合は、きちんとしたアメリカの出版社とだけ交渉するようにご忠告申し上げます。

この問題への共通の関心と、ヨーロッパを離れていた間小生が孤軍奮闘したことをご斟酌され、小生の不躰をお許しいただきたいと存じます。

敬具

チャールズ・ディケンズ⁷⁵⁾

この回状の受けとり方は、イギリスとアメリカでは当然違っていた。イギリスでは好意的で、『エグザミナー』、『リタラリー・ガゼット』、『ニュー・マンスリー』などは、ディケンズを支持した。『モーニング・ク

ロニクル』は「イギリスの本はアメリカ人の好みに合うよう改作されるべきだ」とした「ボストンの大会での言い訳を歴史上見られない偽善」と決め付けている。『アシニーアム』誌は、「提案された意見を一般的な形で適用した時の効果」が不明確だと述べる一方で、アメリカの著作権侵害という「破廉恥な行為」に抗議する [ディケンズの] 「率直な」姿勢を評価している⁷⁶⁾。

一方、アメリカの反応は概して否定的であった。ことに張本人とほめかされた『ニュー・ワールド』誌は八月六日の記事で、ディケンズをほとんど個人的に弾劾している。

かの作家は、愚か者か、悪党のどちらかである。我々は、彼が愚か者でないことを知っている。彼は、人々を楽しませる作品を書いたとてつもない才能に恵まれた男である。したがって、結論は彼が悪党だということである。というのも、彼は酷い虚偽の罪を犯し、イギリスの人々を騙し、誤った方向に導いているからだ……さらに彼は、不遜で邪悪な心を露呈した。彼はおそらく、合衆国訪問の使命を果たせなかったことで失望しているであろう。しかし、このことが、かつて彼がロンドンの新聞の一記者であり、三文文士であった頃の雇主と同じ社会階級の紳士方に対する誹謗を正当化するものではない……我々は、ディケンズ氏がアメリカ人を冷笑し、彼をあたかも神格化された人物であるかのようにみなし、その一挙手一投足に歓声を上げた人たちの愚かしさを暴露することは最初から予想していた。たしかに、我が週刊誌も、イギリスの本をリプリントした一つであり、他の週刊誌とともにその点で悪く言われるであろう——しかしもしディケンズ氏が『ニュー・ワールド』は、販売部数を誇っている当のイギリス人作家を攻撃していると主張するなら、それは悪意に満ちた虚偽であり、無知からであろうと、邪悪な心のせいであろうと、言い訳にはならないだろう⁷⁷⁾。

さらに、この記事は、以前ディケンズを賞賛する言葉を並べたことがあるが、それは撤回したい気持だと述べた後、『ニュー・ヨーク・サン』の記事にある「国民のために廉価な書籍」がもたらす有益な効果に言及して締めくくっている。

また、アメリカの出版社は、イギリスの作家の作品を「無断で改作する」とするディケンズの非難に対して、『アメリカン・トラベラー』誌は、イギリスの書き物は、「君主主義に染まっている」ので、改作は必要であると反論した後、ディケンズ攻撃を次のように続けている。

ディケンズ氏は、「改作しない」書き物によって、我が国民を強制的に馴化しようとしている。そして、人々が穏やかに威厳をもってそれに異を唱えようとすると、激高し、泥棒、著作権侵害者、魂を売った守銭奴と罵るのだ。ディケンズ氏は、イギリス国内で執筆により年額四万ギニーを得ているが、我々のポケットから引き出し、その額を二倍にしようとする企み、それが拒否されると、汚い言葉で我々を攻撃し始めたのである⁷⁸⁾。

このように、帰国後のディケンズと一部のアメリカの出版界との対立は、エスカレートする一方であった。ディケンズの「回状」は、概ねイギリスの報道機関や作家に好意的に迎えられたとはいえ、中には眉をひそめた作家もいた。ブルワー・リットンは、三月にはイギリス人作家の覚書きの草稿を書いて、ディケンズの依頼に渋々応えたが、今回は無視している。後にディケンズは、ブルワーが中心となって起こした、外国の出版社による廉価な英国書リプリント版の貸本屋での販売禁止を求めた「回状」への署名を断っている。「小生は、これまでブルワーとは友好関係にありましたが、小生の国際著作権に関する『回状』を彼は無視したので、面白くないのです。ですから、それに署名するつもりはありません⁷⁹⁾。ブルワーとしては、アメリカを相手にする国際著作権問題より、もっと身近な国内の問題のほうが処理しやすいと考えたかもしれない。いずれにせよ、ディケンズの「回状」もブルワーの「回状」も、決定的な影響を持つに至らなかった以上、「結局は、国際著作権の取決めによってしか根本的な解決は望めなかった⁸⁰⁾」という結論に達しざるを得ない。

〈ディケンズと国際著作権〉の問題を総括する前に、ディケンズとアメリカとの関係に決定的とも思える影響を与えた事件に言及しよう。それは、アメリカ側からもたらされたもので、アメリカを誹謗するディケンズの手紙が、イギリスの『モーニング・クロニクル』紙に掲載された

とするものである。それが捏造されたものであることは、程なく突き止められたが、その論調はディケンズが、イギリスの友人・知人に宛てて書き送った内容に極めて似通っている点で興味深い。まず、そのいきさつを辿ってみよう。一八四二年八月二日に、『ニューヨーク・イーヴニング・タトラー』紙は、ディケンズから『モーニング・クロニクル』紙の編集長宛てに二通の書簡が送られたと報じる。その後、八月十一日にその内の一通の内容と称するものを公表している。

『モーニング・クロニクル』紙編集長殿

デヴォンシャー・テラス、パークゲート、一八四二年七月十五日

拝啓

貴紙が親切にも掲載してくれた「回状」に添えた手紙の中で、小生はそこで扱ひ、心に深くかけている問題について再度言及することを表明しました。

小生は上品な言葉や耳に心地好い言葉を遣おうとは思いません。同業の皆さんに率直にまた腹藏なく語りかけたいと思います。

アメリカ人が我々に権利の施行を拒否し、ほとんど不正と言えるような卑劣な行為に及んでいると信じるのを隠す必要があるでしょうか。事実、それは「窃盗」そのものなのです。このようなことを口にしたいくはないし、もしそれが義務でないなら、決して口にしたいくはないのです。

アメリカ人の大きな欠点は、金の亡者だという点です。アメリカを旅行してみて感じたことは、都会の人たちの目的がひたすら「金を儲けること」であるらしいという点です。いかなるよき願望も、いかなる上品な願いも、いかなる高貴で純粹で気高い希望も貪欲という渦の中に飲み込まれてしまいます。大西洋を横断する前にも、アメリカ人の「吝嗇」ぶりは耳にしていたましたが、これほど「卑しい」とは思っていませんでした。

騎士道精神や、高貴な寛容さなどは結局新大陸には根付かなかったのです。少なくとも実を結んではいけないのです。結果として独立をかちえた本国に対する反乱にみられた賞賛すべき行為から、まだそこに精神の高貴さが残っていると小生は期待しました。しかし、

「毛ほども」残っていませんでした。

…… [アメリカ訪問の際] 小生は彼等の注目を浴びようとか、晩餐会や舞踏会の開催を求めたりはしませんでした。むしろ、強制されたのであり、小生たちはしばしば困惑しました。友人の親切も、それがおせっかいな、煩わしいものなら、敵対行為に等しくなります……小生がちやほやされたのは、「私自身」ではなく、「怪物」を見物したり、眺めたりするためだと知りました……。

小生は洒落者や贅沢な者たちに本を書いたのではありません。常に考えているのは、人物を下層階級から選び、物語の中でそれらの貧しい人々がいかに純粋さと品位を見せるか、また悪者の行為がどれほど許されるものかということでした。

アメリカに滞在中、小生はこの国の……上流階級の人々と交流しましたから、彼等に対する小生の本当の気持ちを言うのは遠慮しました。しかし、本当を言いますと、いかにも平等主義を標榜しながら（法律もそれを色濃く残している）、この上ない「エリート意識」を見るのは唾棄すべきものでした。

おそらくその内アメリカ人もそう言った事を克服するでしょう。そう希望しますし、確信しています。伝統的な誠実なマナー……外国の習慣からの勇気のある、気高い、雄々しい自立——に一層相応しくなり、現在のような隷属的で卑しい模倣ではなく、真に我々の賞賛を獲ち得るべきでしょう。

アメリカの町から町を見物するにあたり、むろん愉快なことは沢山ありました。しかし、我がイギリスの伝統と、アメリカのいずれでも出会う、品性に欠けたマナーと強欲さとの相対的な違いに、旅行中は困惑のしどろしどろでした。アメリカ人は国民全体として趣味はよくありません。そこに育ち、その習慣に染まっている者にとって、欠点は欠点として感じられないのですが、外からこの国に来た者にとって、アメリカにはびこる特徴は決して心地好いものではありません……。

合衆国の人々は純粋に親切心から小生に注目したのですが、彼等に対していえることは、せいぜいそのような行為がまったくの愚行だということです……アメリカ人は民主主義者と公言しますが、「人間崇拜」がこれほど強く、しかもこれほど粗野で嫌な形で

はびこっている国は地球上にないと思います。

アメリカがいかなる国かに関しては大きな誤解があります。この国を旅行した者の本がこの誤解を生んだのだとは思いません。逆に、本来彼等に責任のある欠点が責任あるようになされていないのだというのが小生の意見です。

近い内に再度書簡を寄せるつもりです。

敬具

チャールズ・ディケンズ⁸¹⁾

「騎士道精神」、「高貴な寛容」そして「精神の高貴さ」と対照されている「貪欲」、「窃盗」さらに「卑しさ」など、ここで表明されているアメリカ人の特徴は、本来一部の新聞・週刊誌への批判として使われるべきであるが、それをアメリカ人全体へと拡大させることによって、イギリスとアメリカの精神文化の差を強調し、優越感を浮かび上がらせている。また、ディケンズ歓待を逆手にとって、趣味の悪さと結び付けるのも当事者のみならず、多くのアメリカ人の心を逆撫でし、その忘恩の姿を浮き彫りにする。ことにアメリカ人が誇る「民主主義・平等主義」が虚しい実体をさらけ出しているとする見解は、彼等にとって受入れ難いものであったはずである。

この捏造書簡についてのディケンズの反応は比較的遅く、この年の八月末にフォースター宛ての手紙の中で言及されたのが最初であるが、以後たて続けにこの件が問題にされている。興味深いのはディケンズの対応の仕方である。まずフォースター宛ての書簡を見てみよう。

……アメリカで小生の署名入りの手紙が捏造されました。それは、著作権問題に関する [小生の] 「回状」とともに『クロニクル』紙上に掲載されたとされています。さらにそれは、[アメリカ訪問中に行われた] 晩餐会その他について貴兄ご想像の言葉遣いで小生が語っている風を装っています。この捏造手紙は合衆国に広くばらまかれています。これを考え出したのは、むろん「きれる男」です。これは悪ふざけを越えて、悪意をもって論評されていることをご承知下さい。パーク・ベンジャミン氏などは仰々しくも大文字でこう書き始めています——「ディケンズは愚かしい、嘘つき」と

.....82)。

ディケンズにしては比較的冷静な対応をしている印象があるのは、彼自身潔白であると言う自信の他に、フォスターへ出す以前にアメリカの友人・知人から、捏造の書簡であることが伝えられていたからであろうと推測できる。事実、ディケンズは九月一日に内容がほぼ同一の五通の手紙をアメリカの各知人——ジョン・ジェイ、ルイス・ゲイロード・クラーク、C. C. フェルトン、T. C. グラタン、ジェイコブ・ハーヴェー——に書き送り、その書簡が捏造であると断言し、かつそれに反駁するつもりはないことを表明している。ニューヨークの弁護士であったジョン・ジェイに宛てた手紙が典型的なのでこれを見てみよう。

拝啓

お便りと同封の新聞ありがとうございます。

これがアメリカの新聞の実体です。貴兄が指摘された文を小生が書いたとするのは悪党どもによるこの上ない捏造物であることは言うまでもありません。これまで公に彼等に反論したこともありませんし、これからもするつもりもありません。小生がアメリカを訪問して数か月経つうちに社会を墮落させるこれらの機関に、言葉に言い尽くせないほど仰天させられるとともに不愉快な思いをさせられました。彼等がどのような行動をとろうと、小生は驚かないし、彼等がどのようなことを言おうとも今は彼等と話し合うつもりはありません。

敬具

チャールズ・ディケンズ⁸³⁾

半月後(九月十六日)、ニューヨークのフィリップ・ホーン宛ての類似の手紙の末尾に、ディケンズは反論しない理由を「小生の気質に合わないし、自尊心を満足させない」からだと述べている。もちろんその様な理由づけも可能であろうが、さらにこの問題に対するディケンズの意欲の減退をあげることができると思われる。それは、当時『アメリカ紀行』の執筆に余念がなかったことと無縁ではないであろう。

先にこの捏造書簡が、ディケンズのアメリカ観に興味深い類似を見せ

ると言ったが、それは、この時期専心執筆していた『アメリカ紀行』との関連において指摘することができる。ことに、その最後の章(十八章)はアメリカ人についての「結語」になっており、アメリカ人及びアメリカ社会に対するこの時点でのディケンズの率直な見解が述べられているのである⁸⁴⁾。

概要を示すと、以下次のようである。最初にディケンズは「アメリカ人は生来素直で、勇敢で、誠意があり、人を手厚くもてなす優しい人々であり、暖かい心と一途な情熱をもった国民である」⁸⁵⁾としながら、それらが一部の人々にしか見られず、まだ多くの国民の間に定着していないとしている。一方、アメリカ人の欠点として次の三点をあげている。第一は「一般的に見られる猜疑心」(Universal Distrust)であるという。しかも、こうした性向を彼らは賢明さ、鋭敏さ、抜け目なさ、さらには独立心の表れとみなしているとする。第二の点としてディケンズは、アメリカ人の「ずる賢い (smart) 金儲け」を好む性向だと断じる。その本来の意味は詐欺や背任のことであり、絞首刑 (halter) にも値する、と厳しい口調で弾劾し、こうした状態が続くなら外国の信用も得られないし、必要な投資も受けられない、さらに悪いことにはこういったずる賢さが「やり手」とされている点だとしている。第三の点は、「国をあげて商業主義に走っている」(the national love of trade) ことだと言い、その弊害を例をあげて説明している。それは裏を返せば「詩心の欠如」であり、アメリカ文学がいつまでも保護されないのはそこに原因があると断じている。

捏造された書簡の内容との類似は、ことに「商業主義に走る」という点に見出される。その結果として精神的高貴さの喪失が生じているとする点は共通しているのが興味をそそる。しかし、『アメリカ紀行』と捏造書簡の内容の最大の相違点は、そういったアメリカの欠点を生んだ原因についてである。後者はその点には一切触れていないのに対して、前者は執拗に追究している。しかもそれは、ディケンズがアメリカ訪問中に火をつけ、燃え上がらせた国際著作権の問題と深く関わっているのである。

アメリカの三つの欠点を指摘した後で、ディケンズは「アメリカの新聞・雑誌が現在のように卑劣な状態にある限り、精神的発展は到底望めない」⁸⁶⁾と断じている。もちろんすべての新聞・雑誌がそうではなく、

優れた啓発されるものもあるが、いかにもそれらは少数派であり、害悪を流している方が絶対多数なので、善が悪に飲み込まれてしまうように、この「腐敗と墮落の怪物」がその邪悪な目を光らせている限り、アメリカに明るい将来は期待できないと厳しく批判する。

明らかに批判の対象は、「マンモス」と称され、国際著作権法議決を主張したディケンズを非難・攻撃し続けたアメリカの一群の新聞・雑誌である。一方、『アメリカ紀行』の本文では国際著作権に関することも、「マンモス」に対する批判も一切削除されており、このいきさつを知らずに読めば、「結語」におけるあからさまなアメリカ批判に読者は唐突感を否めないであろう。ジャーナリズムがその国の文化の質に大きな影響を及ぼすことは一般論としては正しいであろうが、これほど否定的に弾劾される必然性はない。そこに、アメリカ訪問で体験したディケンズの払拭しえない挫折感と怒りを読み取ることができる。

結 び

以上、第一回アメリカ訪問に際して、国際著作権の問題に自ら火を付け、その渦の中でもがいたディケンズの姿を、彼が書き送った多くの書簡を中心にできる限り忠実に浮き彫りにしたつもりである。論考を差し控えて、頻繁に、しかも長々と書簡その他を引用したのは理由がある。例えば、J. J. バーンズは、ディケンズと国際著作権の問題は、「既に多くのディケンズ学者が丹念に調査している、とりわけ『ピルグリム版ディケンズ書簡集』に詳しいので、ここでは、この件を跡付けても無意味であろう」⁸⁷⁾と述べて、この作業を省略している。バーンズの言うことにも、一理あるが、整理された論考では、ディケンズの臨場感溢れた心理状態や、直接的な認識を十分伝えることができない。また、一方で、具体的に証明されないまま推測のみで論を展開することへの一般的な反発も、本論の様な体裁を選択させた理由でもある。いずれにせよ、ディケンズが第一回アメリカ訪問に際して、国際著作権の問題にどのように対応したかについては、詳細な跡付けが必要であり、その作業を通して初めて全貌が明らかになるのである。

ディケンズとしては、既に見たように、アメリカの出版社（とりわけ、「マンモス」）の著作権侵害に対して、体当たりに「正義」を貫いたと

いう意識を抱いたであろうが、それは、あくまでディケンズの視点を通じた見方である。本論もまたそれに準じて論を展開したが、アメリカ側の実情をもっと認識した上でないと、この問題を全体的に見たとは言えないかもしれない。特に、アメリカで国際著作権法が成立するのがほぼ五十年後の一八九一年であったという事実は何を物語るのであろうか。そこには、アメリカという国の若さや未熟さ、あるいは、イギリスに対するある種の反発を見る以外のもっと別な視点を導入しなくては理解できない問題が潜んでいるかもしれない。

本論では、ディケンズと離れた所で展開されていた国際著作権問題について——例えばイギリスとヨーロッパ各国との間の国際著作権の締結——は、ほとんど触れる余裕がなかった。また、アメリカ本国でその後この問題がどのように扱われ、最終的に一八九一年に議決された事情などにも言及する必要性は認識していたが、これも今後の課題となった。

注

- 1) 一八四三年一月十六日付、『タイムズ』紙。その他、Charles Dickens, *The Pilgrim Edition of The Letters of Charles Dickens*, ed. by Madeline House et al. (11 vols. to date ; Oxford : Clarendon Press, 1965 -), vol. III, pp. 422-24. 以下、『書簡集』への言及は PL, III, で表記。
- 2) See *Edinburgh Review*. vol. 76, pp. 497-522.
- 3) 川澄英男、『ディケンズとアメリカ』（彩流社、1998年）参照。川澄氏は、一八四二年のディケンズの第一回アメリカ訪問について、その道程と軌跡を詳細に辿るとともに、アメリカ人のディケンズに対する対応を明らかにしている。とりわけ、人名について多くの御教示を受けたことを、謝したいと思う。
- 4) PL, III, pp. 76-77.
- 5) *The New World*, vol. 4, February 12, 1842. 及び *The Speeches of Charles Dickens*, ed. by K. J. Fielding (Harvester, 1988), p. 21.
- 6) *Ibid.*
- 7) K. J. Fielding, *op. cit.*, pp. 24-25.
- 8) PL, III, p. 60, fn. 1.
- 9) *Op. cit.*, vol. 4.
- 10) *Ibid.*
- 11) PL, III, p. 83.
- 12) Fielding, *op. cit.*, pp. 28-29.
- 13) コーネリウス・マッシュューズ (1817-89), 作家兼ジャーナリスト。川澄,

- p. 81. 参照。
- 14) *PL*, III, p. 85.
 - 15) William Glyde Wilkins, *Charles Dickens In America*, (New York : Haskell House Publishers, 1970).
 - 16) *Ibid.*, p. 242.
 - 17) *Ibid.*, p. 242.
 - 18) *Ibid.*, p. 242.
 - 19) *Ibid.*, p. 243.
 - 20) *Ibid.*, p. 243.
 - 21) *Ibid.*, p. 243.
 - 22) *The New World*, vol. 4, February 19, 1842.
 - 23) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 24) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 25) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 26) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 27) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 28) *PL*, III, p. 60, fn. 1.
 - 29) *Op. cit.*, February 19, 1842.
 - 30) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 31) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 32) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 33) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 34) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 35) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 36) *Ibid.*, February 19, 1842.
 - 37) *PL*, III, p. 86.
 - 38) *Ibid.*, pp. 621-22.
 - 39) *Ibid.*, p. 214, fn. 3.
 - 40) *Ibid.*, p. 214.
 - 41) *Ibid.*, p. 625.
 - 42) 『チャールズ・ディケンズの生涯』宮崎孝一・間二郎・中西一敏共訳、上巻（研友社、1985年）、172ページ。
 - 43) *PL*, III, pp. 86-87.
 - 44) *Ibid.*, p. 92.
 - 45) See L. H. Houtchens, 'Charles Dickens and International Copyright', *American Literature*, Xiii (March 1941), p. 21. さらに, *PL*, III, p. 92, fn. 4.
 - 46) Wilkins, *op. cit.*, p. 20.
 - 47) See *PL*, III, p. 92, fn. 4.
 - 48) *PL*, III, p. 133.
 - 49) *Ibid.*, p. 133, fn. 1.
 - 50) *Ibid.*, p. 135.

- 51) *Niles National Register*, LXII, 175 (May 14, 1842) quoted in Houtchens 'Charles Dickens and International Copyright', *American Literature*, Xiii (March 1941), p. 21.
- 52) See *PL*, III, p. 200, fn. 1.
- 53) See *PL*, III, p. 216.
- 54) *Ibid.*, pp. 212-13.
- 55) See *Ibid.*, p. 215, fn. 2.
- 56) See Wilkins, *Charles Dickens in America*, pp. 254-57.
- 57) See *PL*, III, pp. 214-15, fn. 2.
- 58) Wilkins, pp. 245-46.
- 59) 『チャールズ・ディケンズの生涯』, 上巻, 212ページ。
- 60) *Senate Documents* (1841-42), IV, No. 323. p. 3 quoted in Houtchens's 'Charles Dickens and International Copyright', pp. 21-22.
- 61) See *PL*, III, p. 238, fn. 2.
- 62) Samuel Griswold Goodrich (1793-1860) は、ペンネームを 'Peter Parley' といい、出版業の傍ら、児童読み物を百冊以上上梓している。See *PL*, III, p. 238, fn. 2.
- 63) *PL*, III, p. 342.
- 64) *Ibid.*, p. 230.
- 65) See *Ibid.*, fn p. 230, fn. 7.
- 66) 「マンモス」と呼ばれるのは、週刊誌のサイズから来ている。See *PL*, III, p. 258, fn. 3.
- 67) See *PL*, III, p. 258, fn. 3.
- 68) *Brother Jonathan*, I, 212 (Feb. 19, 1842) quoted in Houtchens's 'Charles Dickens and International Copyright', p. 26.
- 69) *Dollar Magazine*, II, 65 (March, 1842) quoted in Houtchens's, p. 26.
- 70) *PL*, III, p. 238.
- 71) *Ibid.*, p. 231. フォスターはこの書簡をそのまま『ディケンズ伝』で援用している。『チャールズ・ディケンズの生涯』, 上巻, 212-23ページ。
- 72) *Ibid.*, p. 243.
- 73) *Ibid.*, pp. 249-250.
- 74) See Houtchens, *op. cit.*, pp. 22-25.
- 75) *PL*, III, pp. 256-59.
- 76) See *Ibid.*, p. 259, fn. 5.
- 77) Quoted in *PL*, III, p. 313, fn. 3.
- 78) *Ibid.*, p. 257, fn. 5.
- 79) *Ibid.*, p. 429.
- 80) James J. Barnes, *Authors, Publishers and Politicians* (Routledge, 1974), p. 11.
- 81) Quoted in *PL*, III, pp. 635-36.
- 82) *PL*, III, pp. 311-12.

- 83) *Ibid.*, pp. 314-15.
- 84) 川澄, 『ディケンズとアメリカ』, 230-31ページ参照。
- 85) Charles Dickens, *American Notes* (Chapman and Hall, 1863), p. 170. 以下, 同書による。
- 86) *Ibid.*, p. 172.
- 87) James J. Barnes, *op. cit.*, p. 75.